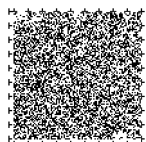
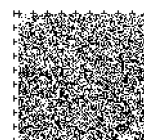


第1編 「スポーツ都市東京」の実現に向けて

スポーツ都市東京 TOKYO



第1章 東京のスポーツを取り巻く状況



1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景

▶▶ スポーツ都市東京を創造するための羅針盤

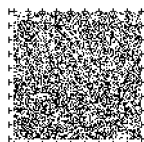
これまでの計画

東京都では、平成 14（2002）年7月に、東京のスポーツ振興に関する初の行政計画となる「東京都スポーツ振興基本計画『東京スポーツビジョン』」を策定しました。平成 20（2008）年7月には、これを改定した「東京都スポーツ振興基本計画」を、更に平成 25（2013）年3月には「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。また、その前年となる平成 24（2012）年3月には、障害者スポーツの一層の振興を図ることを目的として、国及び全国の都道府県で初となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しています。

これらの計画は、いずれもスポーツが持つ本来的な意義を踏まえ、都民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定したものです。

スポーツを取り巻く環境の変化

しかしその一方で、東京、そして日本のスポーツを取り巻く環境は、ここ数年で大きな変化を迎えています。平成 25（2013）年9月には、平成 32（2020）年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定しました。平成 27（2015）年3月には、平成 31（2019）年に日本で開催するラグビーワールドカップの開催都市に、東京都を含む全国 12 都市が決定しました。都外に目を向ければ、平成 27（2015）年 10 月に文部科学省の外局として、国のスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置されました。そして、平成 28（2016）年8月に開催されたリオデジャネイロオリンピックでは、日本選手団が史上最多となる 41 個のメダルを獲得し、続くパラリンピックでも、前回のロンドン大会を上回る 24 個のメダルを獲得しました。日本選手団の活躍に日本中が熱狂し、これまでは報道されることが少なかったパラリンピックについても、大きく取り上げられるようになりました。これから東京都がスポーツ振興に取り組んでいくにあたっては、こうした環境変化を的確に捉えていかなければなりません。



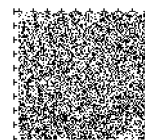
スポーツを通じた東京の発展

平成 31（2019）年に開催される、ラグビーワールドカップ 2019™ と平成 32（2020）年に開催される第 32 回オリンピック競技大会（2020 / 東京）及び東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）という世界的なスポーツ大会は、東京が更に発展していく起爆剤となるものです。

アスリートの競技力向上の取組が進み、そのアスリートが活躍する姿は、老若男女を問わず多くの都民・国民に夢や喜びを与えます。また、世界中のアスリートが活躍する舞台となる大会会場や関連施設の整備、多くの観客の移動を支える交通網等の整備や各種施設のバリアフリー化等は、都市基盤を強化し、人々の生活を豊かにします。更に、多くの外国人観光客やアスリートを受け入れるための多言語化やホスピタリティの推進、大会を契機とした諸外国との文化的な交流は、東京のグローバル化を進展させます。そして、これらに伴う経済の活性化は、東京の活力を生み出し、都市基盤の強化やグローバル化の進展と相まって、東京を世界一の都市へと導きます。スポーツや経済の面はもとより、文化や教育、環境、まちづくり等、様々な大会のレガシーを残していくことが、東京の発展につながります。

こうしたことを確実に実現させ、後世につなげていくためには、平成 32（2020）年の先を見据え、スポーツを通じてどのような都市を目指していくのかという確固たる考えを持ち、これを都民の皆さんにも知っていただくことが重要です。

このような考えのもと、「東京都スポーツ推進計画」及び「東京都障害者スポーツ振興計画」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、「東京都スポーツ推進総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



1 計画の策定について

(2) 本計画における障害者スポーツ振興の考え方

▶▶ 障害の有無を超えたユニバーサルなスポーツ

これまでの障害者スポーツ

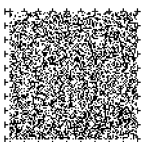
障害者スポーツは、運動療法、スポーツ療法という医療・リハビリテーション分野からスタートするとともに、障害者福祉行政において管轄され、障害のある人の社会参加や自立支援の促進における重要な施策の一つとして展開されて、一定の成果を挙げてきました。障害者スポーツが果たすこうした役割は、現在においても変わることはありませんが、近年はこうしたリハビリテーションとしてのスポーツとして捉えられるだけでなく、レクリエーションや健康の維持・増進などを目的とした生涯スポーツとしても広く認知されるようになりました。更に、パラリンピックの発展に伴い、競技スポーツとしても脚光を浴びるようになっていきます。

東京都における障害者スポーツの取組

このような状況変化を踏まえ、東京都では平成 22（2010）年7月に障害者スポーツを障害者福祉行政からスポーツ行政に移管し、スポーツ施策を総合的・体系的に推進していくこととしました。その翌年度、平成 24（2012）年3月に策定した「東京都障害者スポーツ振興計画」は、今後の障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにしたものであり、国及び全国の都道府県で初となる障害者スポーツに特化した計画として注目を集めました。そして、同計画における「障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ『スポーツ都市東京』を目指して」という理念のもと、地域での環境整備を重点に据えながら、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や障害者スポーツへの取組体制の強化も着実に推進するよう取組み、更なる成果を挙げてきました。

平成 25（2013）年には、「第 68 回国民体育大会」と「第 13 回全国障害者スポーツ大会」を「スポーツ祭東京 2013」の愛称により、ひとつの祭典として開催し、スポーツを通じて、障害のある人の社会参加・自立を更に促進するとともに、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる社会の実現を目指していくことを全国に発信しました。

これらの取組とともに、最近では障害者のアスリートが国際大会等で活躍し、その姿がテレビや新聞等でも取り上げられる機会も多くなりました。このように、過去と比べると都民の障害者スポーツへの関心は高まり、認知度も大きく向上しています。

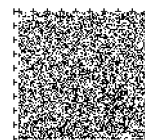


ユニバーサルなスポーツへ

しかしその一方で、障害者スポーツを「障害者のためのスポーツ」であると考えている人も少なくありません。障害者スポーツは、障害のある人が楽しめるようにルールや用具を工夫して行われるものですが、障害のない人も楽しむことができる、いわばユニバーサルなスポーツと言えます。性別や年齢、障害の有無を問わず、全ての人々がスポーツを楽しむことができる社会を実現していくためには、スポーツ振興全般について、バリアフリー化やユニバーサル化といった障害のある人に配慮した視点を持って普遍的に展開していくことが重要です。とりわけ平成26(2014)年1月の障害者権利条約の批准や、平成28(2016)年4月の改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法の施行、その前年である平成27(2015)年9月の女性活躍推進法の施行等により、ダイバーシティ推進の重要性が広く社会に認識されつつある現在において、東京都がスポーツを通じてダイバーシティの実現に貢献することは、時代の要請に適合するものであり、全国の範となる新たなモデルになりうるものです。

こうした考えのもと、障害者スポーツを東京2020大会のレガシーとしていくとともに、障害者スポーツが社会に溶け込んだ東京を創るという決意を込め、現行の「東京都障害者スポーツ振興計画」と「東京都スポーツ推進計画」を一本化した本計画を策定しました。障害者スポーツを含めたスポーツ施策を一体的に推進していくことに加え、引き続き、障害者スポーツに特有の課題に取り組むことで、障害の有無に関わらず、都民の皆さんが広くスポーツに親しめる環境を築いていきます。

東京都は、障害者スポーツの未来を見据え、障害者スポーツの更なる振興に取り組むことにより、新たな東京の未来を創っていきます。



2 本計画におけるスポーツとは

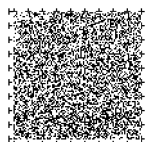
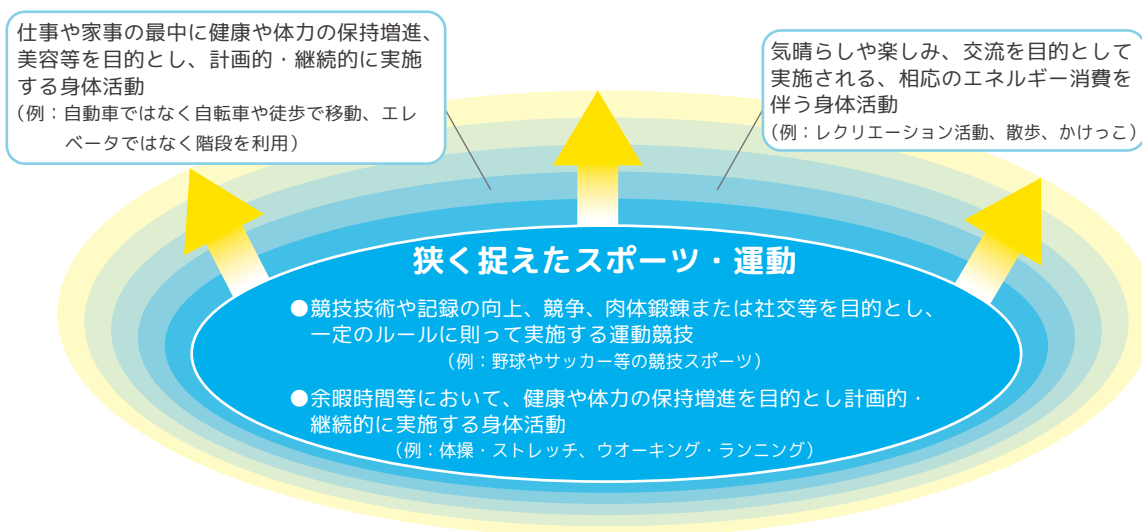
▶▶ スポーツを幅広く捉える

スポーツ (sport) は、ラテン語の「deportare」(デポルターレ)に由来したものです。「deportare」は、「ある物がある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、競技などを意味する「sport」として19世紀から20世紀にかけて国際的に使用されるようになりました。(金芳保之・松本芳明「現代生活とスポーツ文化」、1997年)

我が国においてスポーツが広まったのは明治維新以降と言われています。体操や水泳などの様々なスポーツが、肉体鍛錬や精神修養に活用されていました。そのため、スポーツを気晴らしするもの、楽しむものと捉えられることは、あまりなかったようです。戦後になって、子供の体力・運動能力向上という観点からスポーツが活用されるようになり、近年はスポーツの楽しさや喜びを味わってもらうことの重要性も認識されてきました。スポーツ基本法(平成23年法律第78号)においても「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の^{かん}涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としています。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、スポーツをルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動(相応のエネルギー消費を伴うもの)まで、その全てを幅広く含むものとして捉え、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に親しんでいただくことを目指していきます。

本計画におけるスポーツの範囲



3 スポーツの力

▶▶ 生活の向上をもたらすスポーツの力

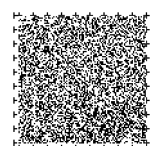
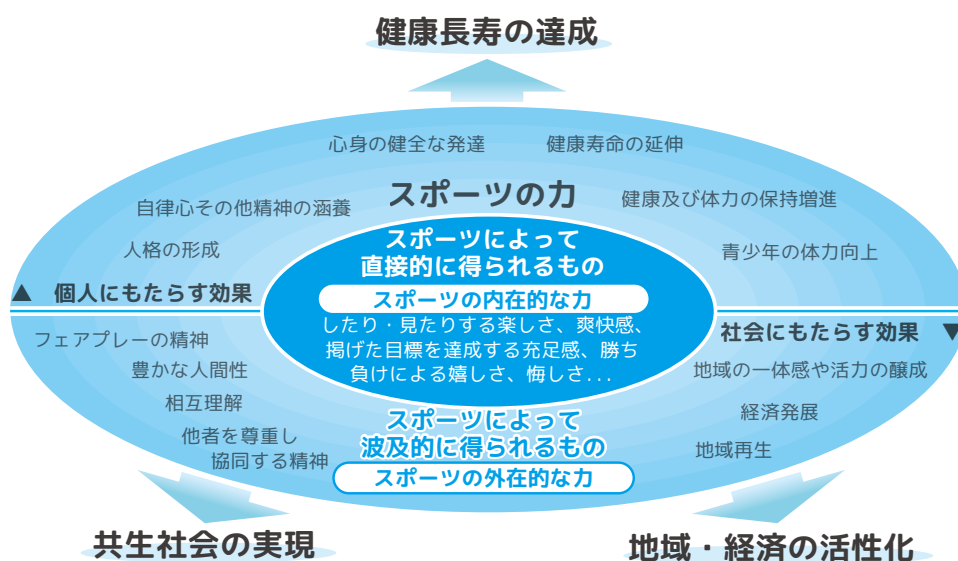
人はスポーツを行うことによって、喜びや達成感を得たり、悲しみや挫折感を覚えたりします。また、選手がスポーツに懸命に取り組む姿は、多くの人に感動を与えます。これらは、性別や年齢、国籍を問わず誰もがスポーツから直接享受することができるものであり、スポーツに根源的に備わっている「内在的な力」です。

更に、スポーツの力はこれだけに止まらず、周囲にも波及していきます。スポーツを継続的に実施することで体力が向上し、健康の維持・増進にも寄与します。スポーツによる競争、その結果としての勝敗は、人間的な成長を促し、共に戦った仲間とのチームワークやフェアプレーの精神を育みます。更にスポーツをみたり、地元チームを応援したりすることで、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりと共に伴う雇用増加など、社会的効果も期待できます。このようなスポーツによってもたらされる影響は、スポーツの「外在的な力」とされています。

このようにスポーツには、都民・国民の生活向上という点において、重要な役割を果たす多様な力が秘められています。スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

東京都は、スポーツの力を全ての人々が享受できるようスポーツ振興に取り組み、様々な都政課題の解決を目指していきます。

▶ 関連ページ P.25



4 都民のスポーツ実施状況

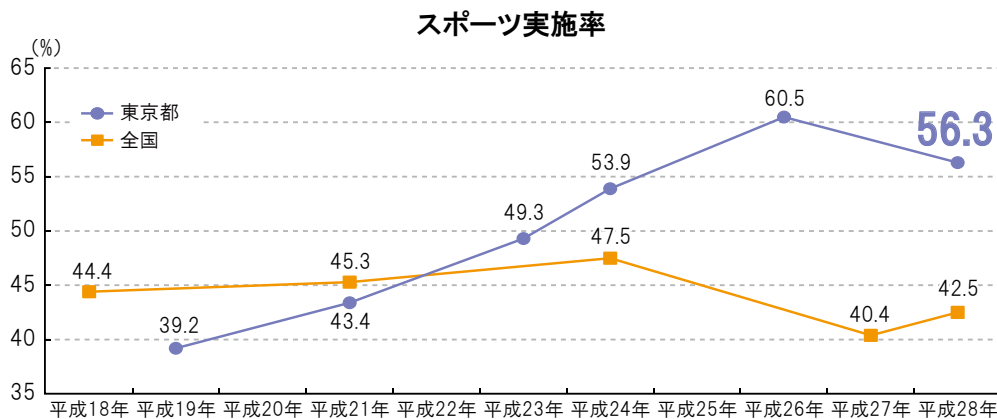
(1) 都民のスポーツ実施率の推移

▶ 週1回以上スポーツをしている都民は **56.3%**

都民のスポーツ実施率

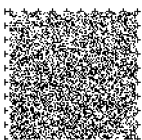
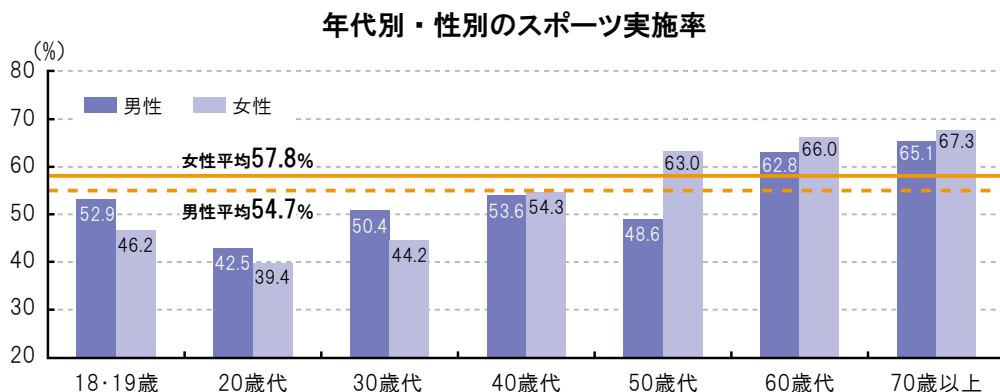
スポーツの実施状況を把握する指標にスポーツ実施率があります。スポーツ実施率とは、週1回以上スポーツを実施する人の割合のことで、東京都では概ね2年ごとに調査を行い、平成26（2014）年度までは20歳以上、平成28（2016）年度以降は18歳以上の人を対象に、状況把握に努めています。

平成19（2007）年度における都民のスポーツ実施率は39.2%でしたが、その後上昇を続け、平成26（2014）年度には60.5%に達しています。しかし平成28（2016）年度の調査では減少に転じ、現在は56.3%となっています*。一方、日本全国の成人のスポーツ実施率は平成28（2016）年度時点で42.5%となっています。都民のスポーツ実施率は、全国平均を上回っており、東京はスポーツ活動が活発な地域であると言えます。



年代別・性別のスポーツ実施率

都民のスポーツ実施率を年代別に見ると、70歳以上が最も高く、20歳代が最も低い水準となっており、年齢が高い世代の方が低い世代よりもスポーツを実施している傾向にあります。また、性別では女性の方が男性よりもスポーツ実施率が高い水準にありますが、30歳代以下では男女のスポーツ実施率が逆転しており、20歳代女性が39.4%、30歳代女性が44.2%と特に低い水準となっています。



(2) 10年前のスポーツ実施率との比較

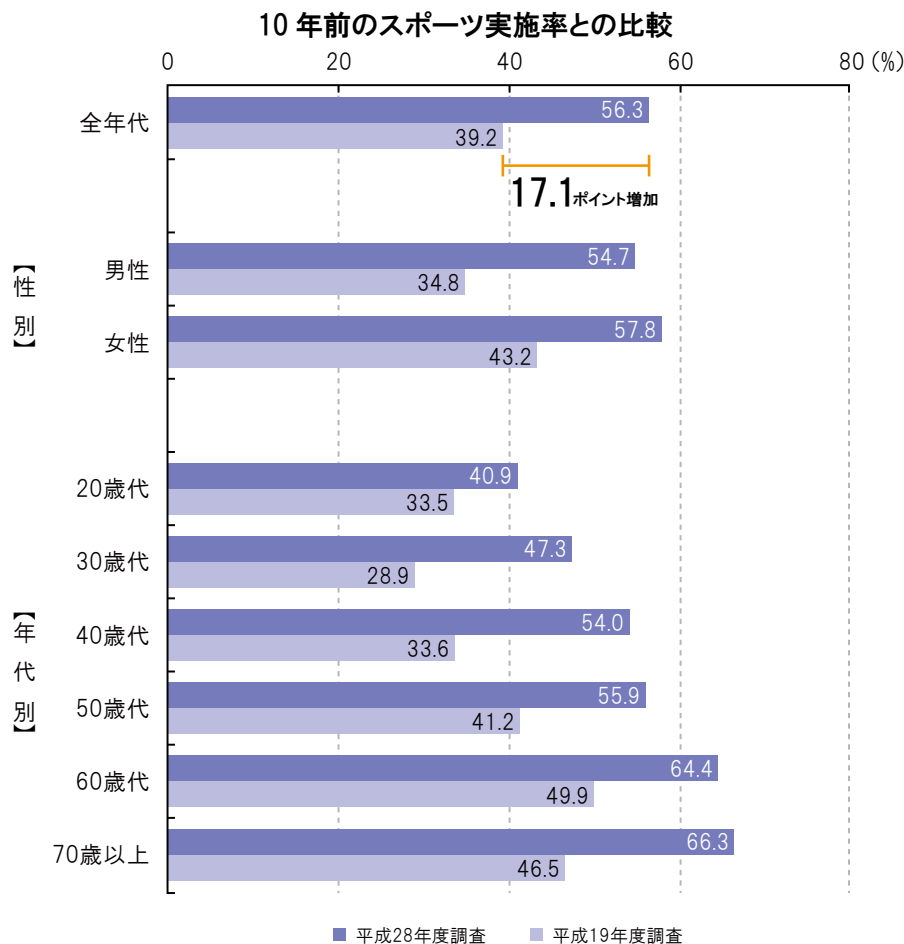
▶▶ 10年間でスポーツを実施する人が**17.1**ポイント増加

男女ともに全ての年代で増加

10年前の平成19（2007）年度と比較してみると、都民のスポーツ実施率は10年間で17.1ポイント増加しています。

性別で比較すると、10年前は女性の方が男性よりも8.4ポイント高い水準でしたが、現在はその差が3.1ポイントに縮まっています。男女ともにスポーツ実施率は増加していますが、男性の方が女性よりも増加幅が大きくなっています。

年代別の比較では、いずれの年代のスポーツ実施率も増加しています。その増加幅は、30歳代以上の年代は14.5ポイント（60歳代）から20.4ポイント（40歳代）まで、いずれも大きいものとなっていますが、20歳代は7.4ポイントと他の年代に比べ小さい増加幅となっています。

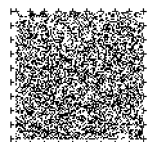


* 平成29年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成30年2月、スポーツ庁）では、全国のスポーツ実施率は51.5%へ向上
図表出典：

(P.9上) 「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成29年1月、生活文化局）、「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成29年2月、スポーツ庁）を基に作成

(P.9下) 「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成29年1月、生活文化局）を基に作成

(P.10) 「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成29年1月、生活文化局）、「都民の体力及び地域でのスポーツ活動に関する意識調査」（平成19年12月、生活文化スポーツ局）を基に作成



5 スポーツを取り巻く環境の変化

(1) 人口構成の変化

▶▶ 2025 年をピークに東京都の人口も減少へ

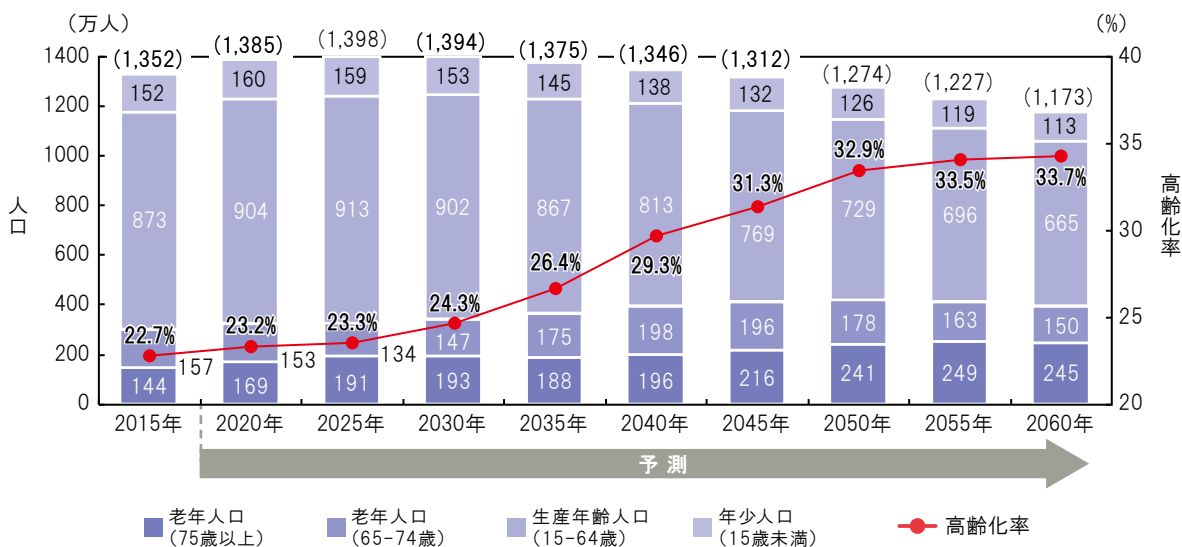
平成 27 (2015) 年における日本の人口は1億 2,709 万人で、平成 22 (2010) 年から約 96 万人の減少となっています。大正9 (1920) 年の調査開始以来、初めての人口減少です。

東京の人口は、1975 年から 1995 年までほぼ横ばいに推移してきましたが、その後増加し、2015 年時点で 1,352 万人となっています。将来人口を見ると、2025 年の 1,398 万人をピークとしてその後減少に転じ、2060 年には 1,173 万人になると推計されています。年齢階級別に見ると、総人口が 2025 年以降減少する一方で、65 歳以上人口は増加していくことが見込まれています。

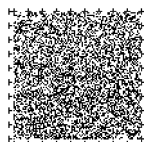
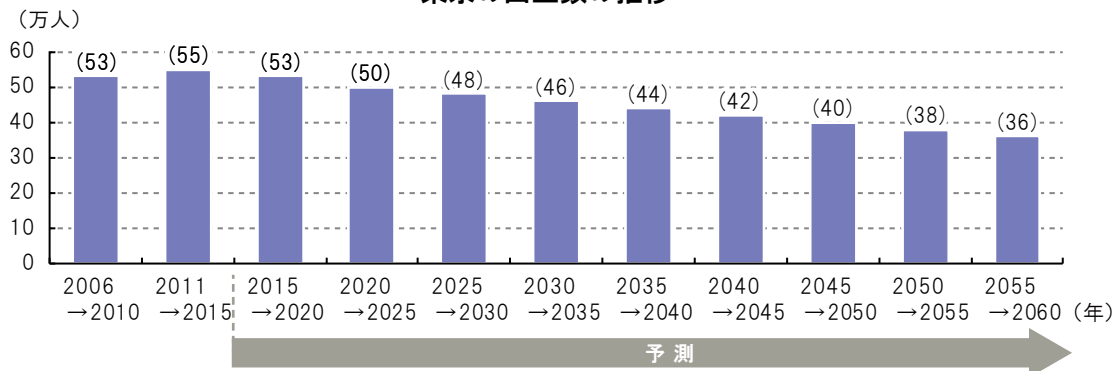
総人口に占める 65 歳以上人口の割合である高齢化率は、2015 年時点で 22.7%となっています。今後徐々に高まり、2060 年には 33.7%と3人に1人以上が 65 歳以上になると想定されます。

東京の出生数の推移を見ると、2011 年から 2015 年までの5年間は 55 万人となっています。今後は徐々に減少し、2055 年から 2060 年までの5年間は 36 万人と大きく減少することが見込まれています。出生数の減少も高齢化率の高まりの要因となっています。

東京の年齢階級別人口の推移・高齢化率の推移



東京の出生数の推移



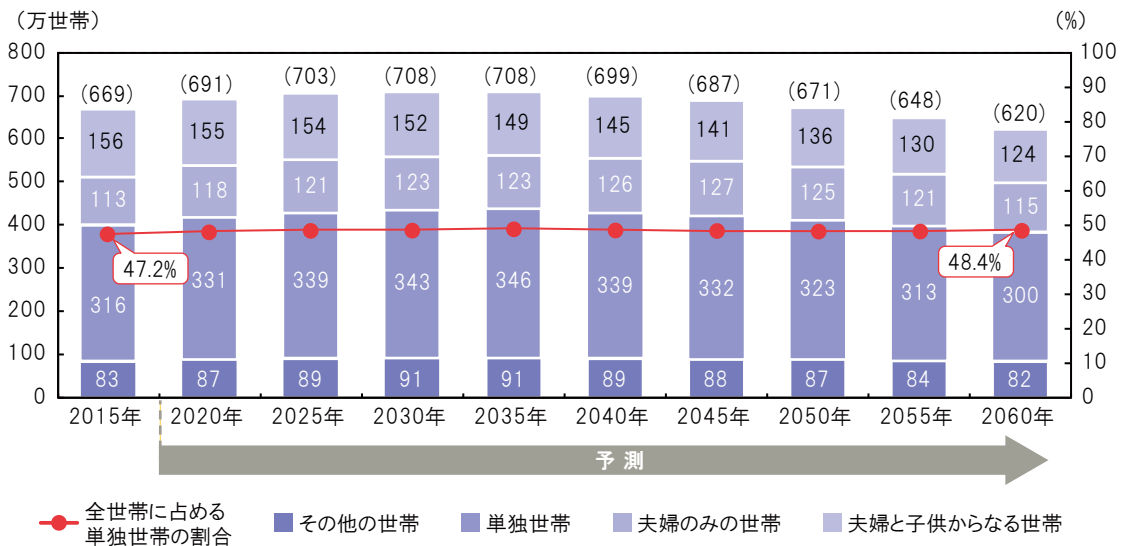
(2) 家族構成の変化

▶▶ 高齢者の一人暮らしの増加

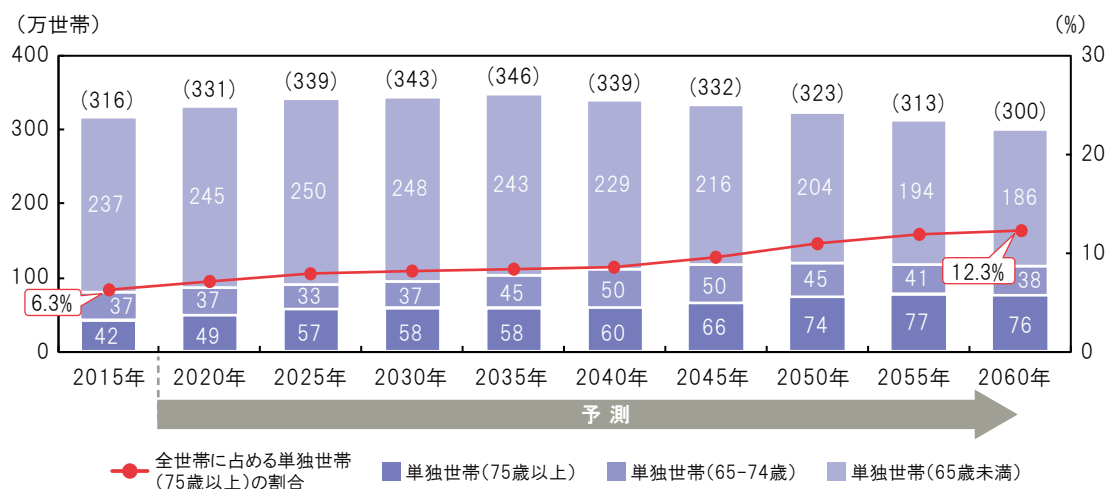
東京における世帯数は、2030年・2035年の708万世帯をピークに減少に転じると見込まれます。家族類型別に世帯数の推移を見ると、それぞれの世帯の構成割合には大きな変化は見られず、単独世帯の割合も、2015年の47.2%から2060年には48.4%とわずかな増加に止まると見込まれます。

しかし、世帯主の年齢による単独世帯の推移を見ると、75歳以上の単独世帯が東京の全世帯に占める割合は、2015年の6.3%から2060年には12.3%と約2倍に増加していくことが見込まれます。今後は、高齢化が進展していくだけでなく、高齢者の一人暮らしも増えていくことが予想されています。

東京の家族類型別世帯数の推移

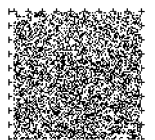


東京の世帯主の年齢階級別単独世帯数の推移



図表出典：

「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」（平成28年12月、政策企画局）を基に作成



5 スポーツを取り巻く環境の変化

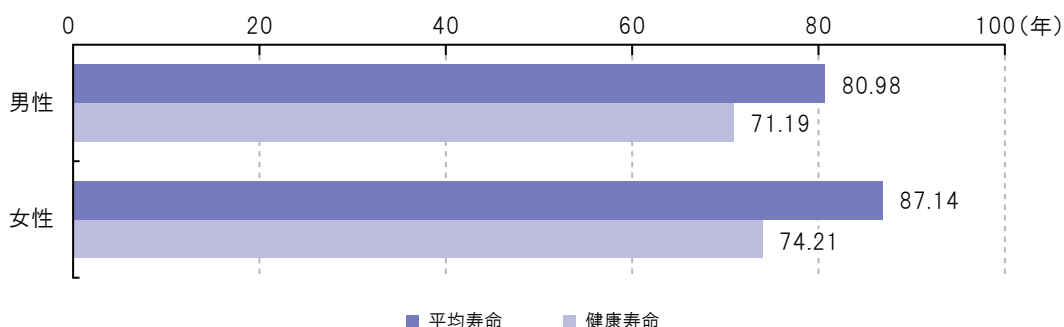
(3) 健康状態の変化

▶▶ 健康寿命、男性は 71.19 年、女性は 74.21 年

平成 29 (2017) 年 7 月に厚生労働省から「平成 28 年簡易生命表」が公表されました。日本人の男性の平均寿命は 80.98 年、女性の平均寿命は 87.14 年となり、いずれも過去最高を更新しました。しかし、平均寿命が延伸しても、健康でいきいきとした生活を送ることができなければ、将来への不安は残ります。そこで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として、健康寿命という考え方があります。厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」によると、平成 25 (2013) 年時点の男性の健康寿命は 71.19 年、女性の健康寿命は 74.21 年としています。比較する年に相違がありますが、平均寿命と健康寿命の差は、男性で 9.79 年、女性で 12.93 年となっています。

一方、都民医療費の総額は、平成 27 (2015) 年度に約 4.1 兆円となっており、平成 23 (2011) 年度から約 4,300 億円増となっています。

平均寿命と健康寿命の差

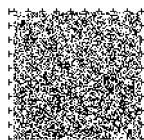


都民の医療費の現状

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療費(億円)	37,120	37,979	39,035	39,679	41,433

図表出典：

- (上)「平成 28 年簡易生命表」(平成 29 年 7 月、厚生労働省)、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」を基に作成
- (下)『「都民医療費の現状と今後の取組 (第 2 期医療費適正化計画)」の進捗状況」(福祉保健局)、「平成 27 年度国民医療費の概況」(厚生労働省)

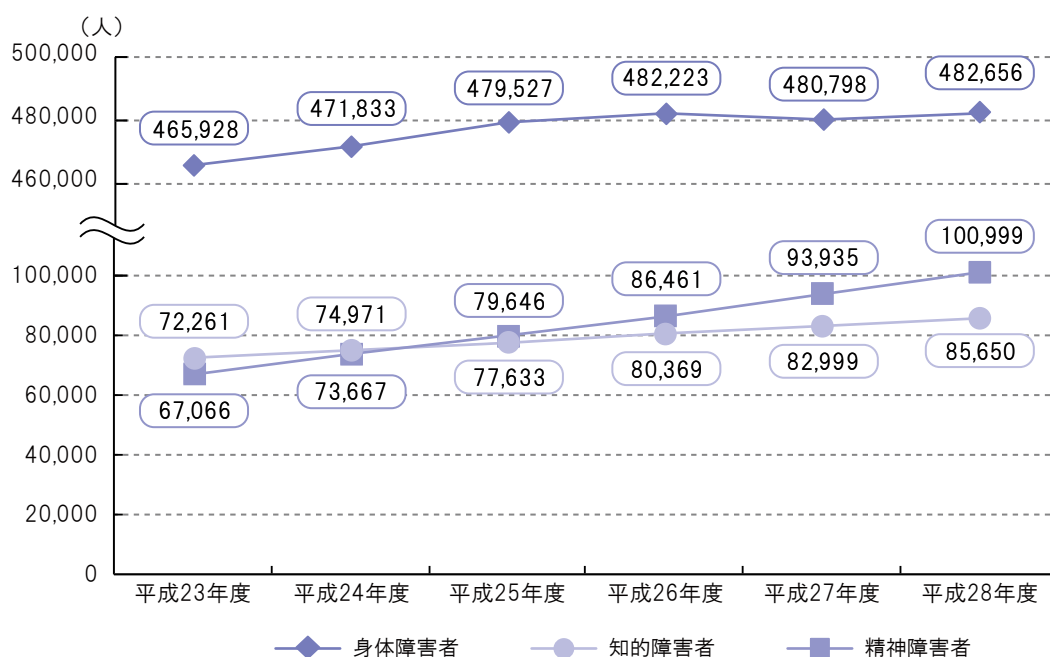


(4) 障害者手帳交付状況の変化

▶▶ 障害者手帳の交付数は増加傾向

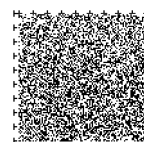
身体障害者手帳交付台帳登録状況を見ると、平成 28（2016）年度は 482,656 件であり、平成 23（2011）年度から増加していた件数は、平成 27（2015）年度に減少に転じましたが、再び増加となりました。障害種別に見ると、「肢体不自由」が 250,823 件と最も多く、次いで「内部障害」（138,078 件）、「聴覚・平衡機能障害」（47,502 件）、「視覚障害」（38,919 件）、「音声・言語・そしゃく機能障害」（7,334 件）となっています。平成 28（2016）年度における知的障害者「愛の手帳」交付数は 85,650 件、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 100,999 件であり、それぞれ平成 23（2011）年度から増加を続けています。平成 28（2016）年度時点の都内の障害者手帳交付数は、身体障害者と知的障害者、精神障害者をあわせて約 67 万人となっており、平成 23（2011）年度の約 60 万人から増加傾向にあります。

東京都の障害者手帳交付状況の推移



図表出典：

「福祉・衛生 統計年報」（福祉保健局）を基に作成



5 スポーツを取り巻く環境の変化

(5) 体力の変化

▶▶ 75 ～ 79 歳の女性の成績が過去最高

平成 29 (2017) 年 10 月にスポーツ庁が公表した「平成 28 年度体力・運動能力調査報告書」では、国民の体力・運動能力の年次推移の傾向が示されています。

青少年 (6 ～ 19 歳) については、直近 19 年間の新体力テスト合計点が、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向を示しています。しかし、体力水準が高かった昭和 60 (1985) 年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の 50 m 走を除き、依然低い水準となっています。

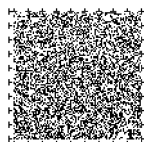
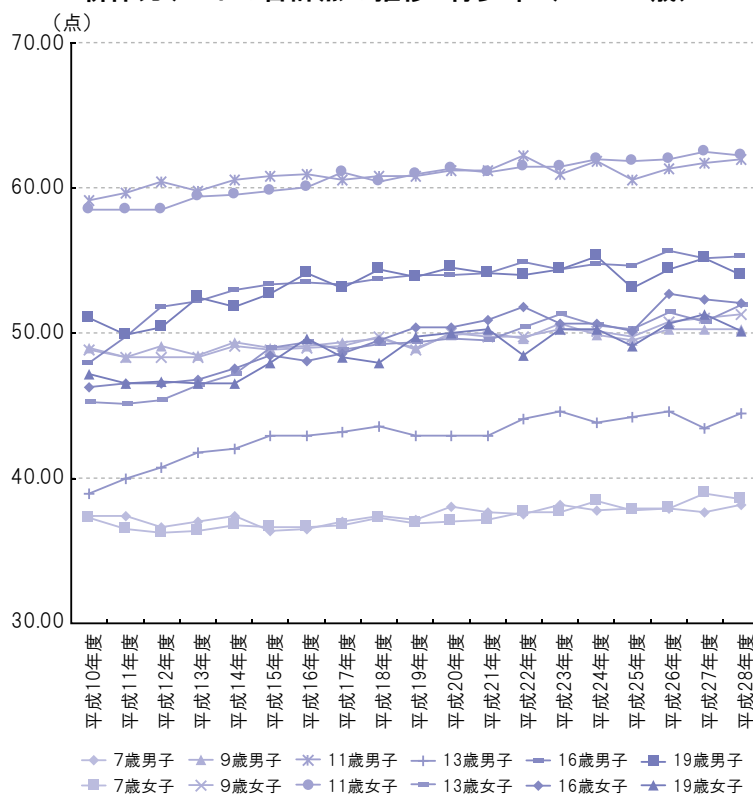
成年 (20 ～ 64 歳) については、直近 19 年間の新体力テスト合計点が、男性は 30 歳代後半～40 歳代前半で低下傾向が見られますが、それ以外はおおむね向上傾向を示しています。また、女性は 30 歳代前半～40 歳代後半で低下傾向が見られますが、それ以外は横ばい又は向上傾向となっています。

高齢者 (65 ～ 79 歳) については、直近 19 年間の推移を見ると、ほとんどの項目及び合計点で向上傾向を示しており、特に 75 ～ 79 歳の女性は合計点が過去最高となっています。

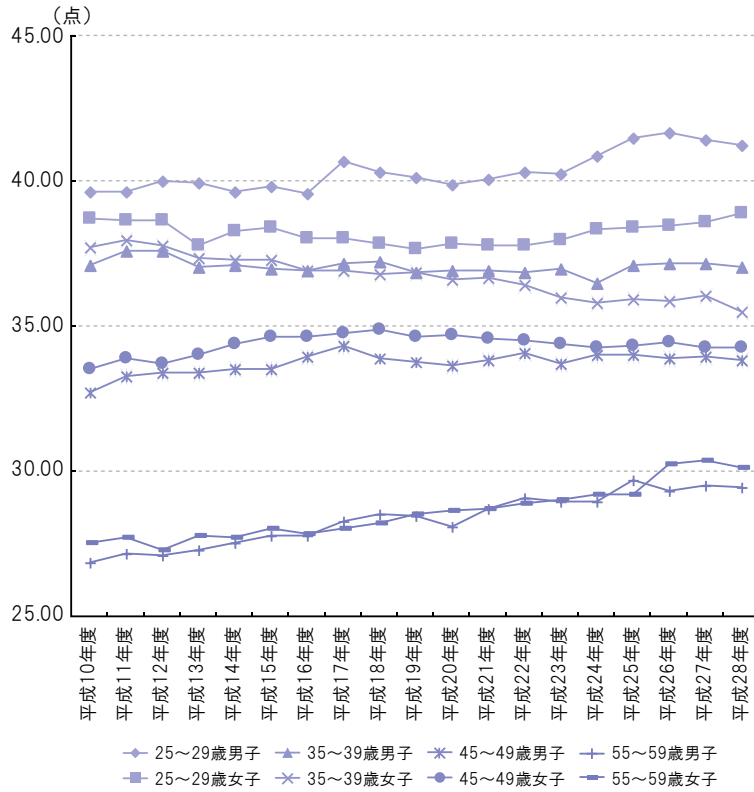
また同報告では、幼児期の外遊びと小学生の運動習慣・体力との関係について、幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高いとされています。

同報告では、都道府県別の状況が明らかにされていませんが、東京都教育委員会が都内公立学校の全児童・生徒を対象とした「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 (東京都統一体力テスト)」によると、平成 28 (2016) 年度の結果は、平成 23 (2011) 年度と比較して全学年共に向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇しています。

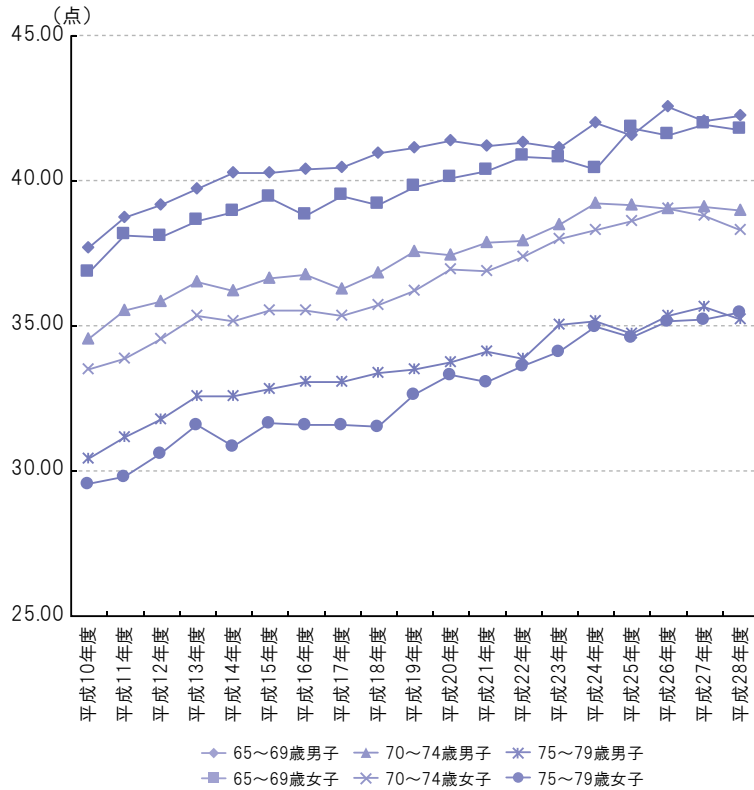
新体力テストの合計点の推移 青少年 (6 ～ 19 歳)



新体カテストの合計点の推移 成年（20～64歳）

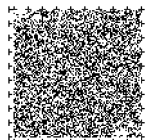


新体カテストの合計点の推移 高齢者（65～79歳）



図表出典：

「平成28年度体力・運動能力調査結果」（平成29年10月、スポーツ庁）



▶ 働き方を見つめ直す気運の高まり

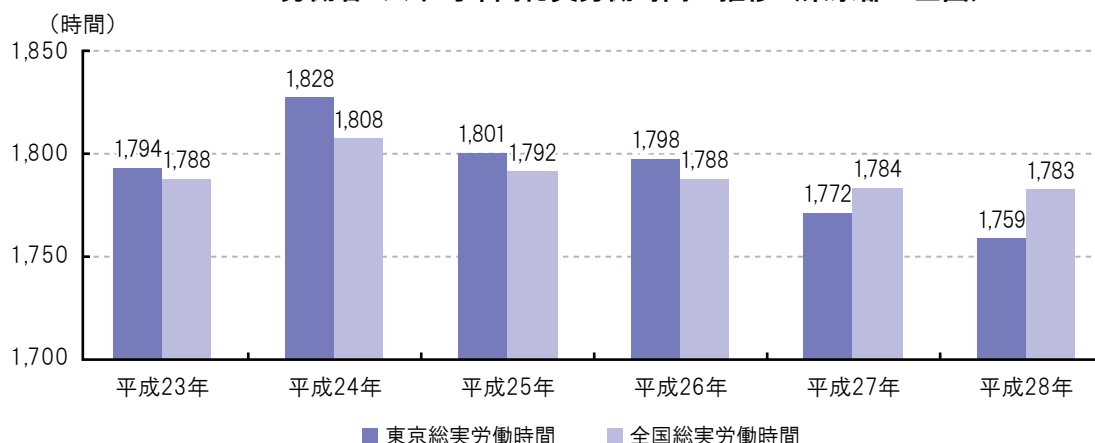
平成 29 (2017) 年3月、政府は「働き方改革実行計画」を策定し、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労等に取り組むこととしました。官民の間に、働き方を見つめ直す気運が高まっています。

総実労働時間については、全国・東京ともに平成 24 (2012) 年から緩やかに減少しています。平成 26 (2014) 年までは全国に比べて東京の総実労働時間の方が長くなっていましたが、平成 27 (2015) 年以降は短くなっていることが確認できます。

また、東京は女性の労働力人口比率が高く、全国と比べて女性の社会進出が促進されていることが伺われます。平成 28 (2016) 年における東京の女性の労働力人口比率は 54.3%であり、全国の 50.3%を大きく上回っています。その推移を見ても、東京は平成 20 (2008) 年の 50.5%から 3.8 ポイント上昇しています。

更に、「東京の労働力（労働力調査結果）平成 28 年平均結果」によると、東京の主な産業別就業者数の構成比は、全国と比べると、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」などが高いという特徴があります。こうした産業は概してデスクワークが多く、座位時間が長くなる傾向にあります。一日の総座位時間の多寡が総死亡リスクに及ぼす影響について検討した研究では、総座位時間が4時間未満の成人に比べて、8～11 時間の人は 1.15 倍、11 時間以上の人は 1.4 倍も総死亡リスクが高まると報告しています*。

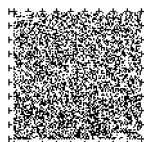
労働者1人平均年間総実労働時間の推移（東京都・全国）



注1) 総実労働時間は「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

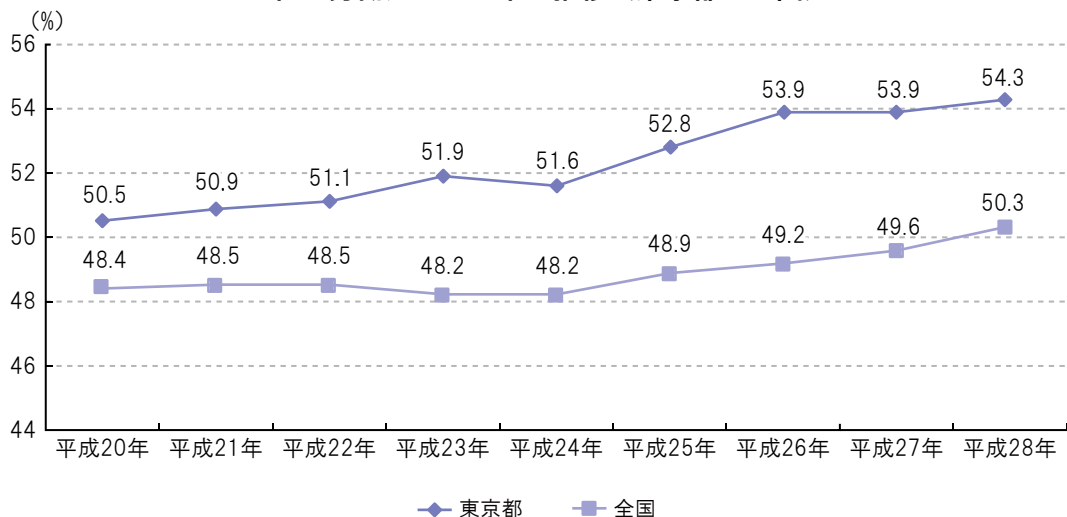
「所定内労働時間数」は事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数を指し、「所定外労働時間数」は早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等の実労働時間数を意味する。

注2) 総実労働時間は各月間平均値を 12 倍して求めている。



* 出典：「Sitting time and all-cause mortality risk in 222,497 Australian adults.」(2012 年、HP Van der Ploeg, et al.)

女性の労働力人口比率の推移（東京都・全国）



注)「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計）で算出した。

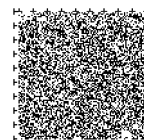
産業別就業者数の構成比（東京都・全国）

産業名	男女計		男		女	
	東京都	全国	東京都	全国	東京都	全国
建設業	5.9	7.6	8.8	11.5	2.1	2.6
製造業	9.8	16.2	11.6	20.0	7.2	11.2
情報通信業	9.2	3.2	11.5	4.2	6.2	2.0
運輸業，郵便業	4.8	5.2	6.6	7.4	2.2	2.4
卸売業，小売業	16.2	16.4	14.7	14.2	18.1	19.3
金融業，保険業	4.1	2.5	3.8	2.1	4.6	3.1
不動産業，物品賃貸業	3.4	1.9	3.6	2.1	3.1	1.7
学術研究，専門・技術サービス業	6.3	3.4	6.9	4.0	5.5	2.7
宿泊業，飲食サービス業	7.0	6.0	5.7	4.1	8.7	8.6
生活関連サービス業，娯楽業	3.7	3.6	2.9	2.6	4.7	5.0
教育，学習支援業	5.0	4.8	4.0	3.7	6.4	6.2
医療，福祉	10.2	12.5	4.9	5.6	17.2	21.6
サービス業（他に分類されないもの）	8.1	6.4	8.0	6.9	8.1	5.8
その他（上記以外のもの）	6.3	10.3	7.0	11.6	5.9	7.8

注) 構成比は東京都及び全国の男女それぞれの総数に対する割合である。

図表出典：

- (P.17)「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）」（厚生労働省）を基に作成
- (P.18上)「東京の労働力」（総務局）、労働力調査（総務省）
- (P.18下)「東京の労働力（労働力調査結果）平成28年平均結果」（総務局）



5 スポーツを取り巻く環境の変化

(7) 余暇活動の変化

▶ スポーツに使う時間は1日平均 14 分

平成 29 (2017) 年9月に総務省が公表した「平成 28 年社会生活基本調査 - 生活時間に関する結果 -」によると、一日のうち、睡眠や食事など生理的に必要な活動 (1次活動) と、仕事や家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動 (2次活動) を除く、各人が自由な活動 (3次活動) に使える時間は、週全体平均で6時間 22 分であり、平成 23 (2011) 年と比べ5分減少しています。

行動の種類別に見ると、平成 23 (2011) 年から、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の時間が 12 分の減少と最も大きな減少となっており、休養・くつろぎの時間は6分の増加と最も大きな増加となっています。スポーツについては 14 分で平成 23 (2011) 年と変化はありませんでした。

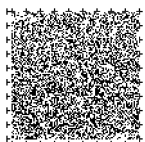
男女、行動の種類別生活時間 (平成 23 年、平成 28 年) - 週全体 -

(時間・分)

	総数			男			女		
	平成23年	平成28年	増減	平成23年	平成28年	増減	平成23年	平成28年	増減
1次活動	10.40	10.41	0.01	10.33	10.34	0.01	10.46	10.49	0.03
睡眠	7.42	7.40	-0.02	7.49	7.45	-0.04	7.36	7.35	-0.01
身の回りの用事	1.19	1.22	0.03	1.09	1.11	0.02	1.29	1.31	0.02
食事	1.39	1.40	0.01	1.36	1.38	0.02	1.42	1.43	0.01
2次活動	6.53	6.57	0.04	6.49	6.50	0.01	6.57	7.03	0.06
仕事等	4.43	4.49	0.06	6.08	6.08	0.00	3.23	3.35	0.12
通勤・通学	0.31	0.34	0.03	0.40	0.43	0.03	0.23	0.25	0.02
仕事	3.33	3.33	0.00	4.46	4.41	-0.05	2.23	2.29	0.06
学業	0.39	0.42	0.03	0.42	0.44	0.02	0.37	0.41	0.04
家事関連	2.10	2.08	-0.02	0.42	0.44	0.02	3.35	3.28	-0.07
家事	1.27	1.23	-0.04	0.18	0.19	0.01	2.32	2.24	-0.08
介護・看護	0.03	0.04	0.01	0.02	0.02	0.00	0.05	0.06	0.01
育児	0.14	0.15	0.01	0.05	0.06	0.01	0.23	0.24	0.01
買い物	0.26	0.26	0.00	0.17	0.17	0.00	0.35	0.34	-0.01
3次活動	6.27	6.22	-0.05	6.38	6.36	-0.02	6.16	6.09	-0.07
移動 (通勤・通学を除く)	0.30	0.29	-0.01	0.29	0.28	-0.01	0.30	0.30	0.00
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.27	2.15	-0.12	2.31	2.19	-0.12	2.24	2.11	-0.13
休養・くつろぎ	1.31	1.37	0.06	1.31	1.37	0.06	1.31	1.36	0.05
学習・自己啓発・訓練 (学業以外)	0.12	0.13	0.01	0.13	0.13	0.00	0.12	0.12	0.00
趣味・娯楽	0.44	0.47	0.03	0.53	0.57	0.04	0.37	0.37	0.00
スポーツ	0.14	0.14	0.00	0.18	0.18	0.00	0.11	0.10	-0.01
ボランティア活動・社会参加活動	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04	0.00	0.04	0.04	0.00
交際・付き合い	0.19	0.17	-0.02	0.18	0.15	-0.03	0.20	0.19	-0.01
受診・療養	0.08	0.08	0.00	0.07	0.07	0.00	0.10	0.09	-0.01
その他	0.17	0.19	0.02	0.15	0.17	0.02	0.18	0.20	0.02

図表出典：

「平成 28 年社会生活基本調査 - 生活時間に関する結果 -」 (平成 29 年9月、総務省)



(8) 社会状況の変化

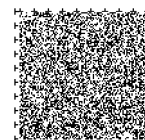
① スポーツイベントの動向

平成 25 (2013) 年9月7日、国際オリンピック委員会 (IOC) 総会において、平成 32 (2020) 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定しました。また、平成 21 (2009) 年7月には、ラグビーワールドカップ 2019™ が日本で開催されることが決定し、平成 27 (2015) 年3月には、全国 12 の開催都市の一つに、東京都が選定されました。更に平成 25 (2013) 年 11 月には、ワールドマスターズゲームズが平成 33 (2021) 年に関西で開催されることも決定し、平成 31 (2019) 年から平成 33 (2021) 年にかけて、国際的な大規模スポーツイベントが日本で立て続けに開催されることとなりました。種目別の国際スポーツイベントについても、東京を中心に数多く開催が予定されています。

こうした国際的なスポーツイベントだけでなく、国内のスポーツイベントにも近年動きが見られます。平成 19 (2007) 年に国内外から注目される世界標準の大都市マラソンである「東京マラソン」が開催されて以降、各道府県においても市民マラソンが新設・リニューアルされてきました。また、近年では、ランニングブームを支えるスポーツイベントの一つとして、走ることに新たなコンセプトを掛け合わせてランニングを楽しむ「ファンラン」も盛り上がりを見せています。また、ごみ拾い、防災教育、地域振興といった社会課題の解決に向けてスポーツを活用するなど、スポーツ施設に限らず、生活に身近な場所でも様々なイベントが生まれてきています。

今後予定されている国際スポーツイベント

平成 30 (2018) 年	第 18 回アジアジュニア陸上競技選手権 (6月、岐阜県) FINA水球ワールドリーグスーパーファイナル (男子) (6~7月、東京都) FISU世界大学空手道選手権 (7月、兵庫県) ソフトボール女子世界選手権 (7~8月、千葉県) パンパシフィック水泳選手権 (8月、東京都) IPCパワーリフティングアジアオープン選手権大会 (9月、福岡県) バレーボール女子世界選手権 (9~10月・全国6都市)
平成 31 (2019) 年	世界フィギュアスケート選手権 (3月、埼玉県) 世界ジュニアボート選手権 (8月、東京都) 柔道世界選手権 (8月、東京都) ラグビーワールドカップ 2019™ (9~11月、東京都ほか全国 12 都市) ウィルチェアーラグビーワールドチャレンジ 2019 (10月、東京都) TAFISAワールドコンGRESS 2019 (11月、東京都) 女子ハンドボール世界選手権 (12月、熊本県) FIVBバレーボールワールドカップ 2019 (開催時期・開催場所未定)
平成 32 (2020) 年	東京オリンピック・パラリンピック競技大会 (7~9月、東京都ほか)
平成 33 (2021) 年	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西 (5月、関西地域) 世界水泳選手権 2021 (7~8月予定、福岡県)
平成 35 (2023) 年	FIBAバスケットボールワールドカップ 2023 (9月予定、沖縄県ほか)
平成 38 (2026) 年	第 20 回アジア競技大会 (開催時期未定・愛知県)



5 スポーツを取り巻く環境の変化

(8) 社会状況の変化

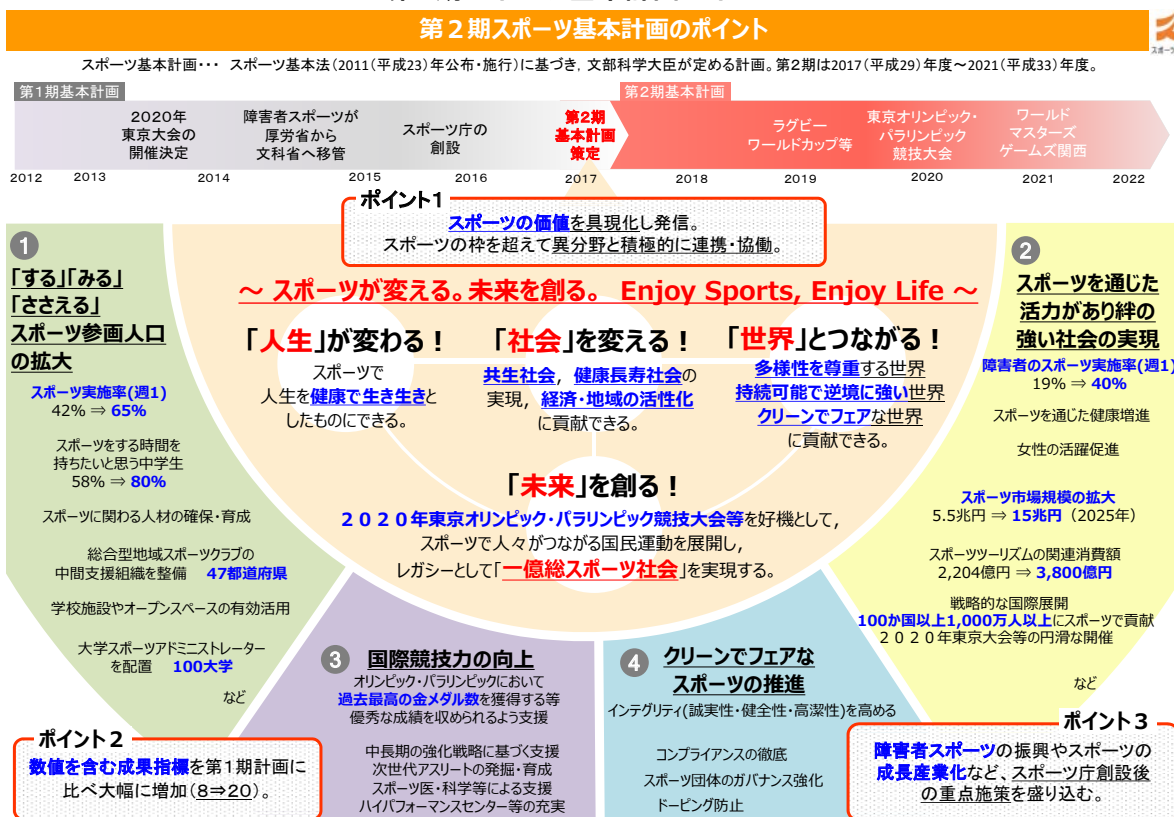
② 国の動向

平成 23 (2011) 年6月に「スポーツ振興法」を全面改定した「スポーツ基本法」が制定されました。同法では、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされています。

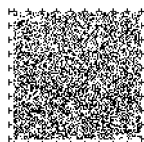
その後、東京 2020 大会の開催が決定し、平成 27 (2015) 年 10 月には、文部科学省や厚生労働省など複数の省庁が担っていた役割、施策を総合的に調整し、スポーツ行政を一体的に推進するため、スポーツ庁が設置されました。スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しており、国のスポーツ施策の中核を担うことが期待されています。

更に平成 29 (2017) 年3月には、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。同計画はスポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体、及びスポーツ団体等が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として位置付けられています。

第2期スポーツ基本計画のポイント



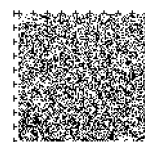
出典：
スポーツ庁ウェブサイト (<http://www.mext.go.jp/sports/>)



③ 企業等の動向

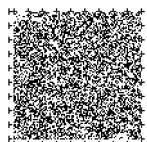
昨今、企業が従業員の健康管理及び健康づくりを「投資」と捉え、経営戦略の一部に位置付けて実践する「健康経営」という言葉が注目されており、働く人の健康に配慮する気運が高まっています。経済産業省と東京証券取引所は共同で、東京証券取引所に上場している企業の中から、健康経営について特に優れた取組を行っている企業を「健康経営銘柄」として選定し、魅力ある投資対象として紹介することで、健康経営の普及・啓発を目指しています。この取組は、平成26（2014）年度から実施されており、4年目となる平成29（2017）年度は「健康経営銘柄2018」に26社が選定されました。また、厚生労働省では、「健康寿命をのばそう！」をスローガンにした「スマート・ライフ・プロジェクト」を平成23（2011）年2月に開始しました。プロジェクトに参画する企業等と連携しながら、運動や食生活等について具体的なアクションの呼びかけを行っており、平成30（2018）年2月時点で4,146の企業や団体が参加しています。

東京都では、従業員のスポーツ活動を推進している企業や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定する制度を平成27（2015）年度に創設し、初年度が102社、平成28（2016）年度は128社、平成29（2017）年度は196社を認定しました。そしてこの制度を全国に水平展開するため、スポーツ庁は、平成29（2017）年に「スポーツエールカンパニー認定制度」を創設し、全国217社を認定しました。朝や昼休みなどに体操・ストレッチをするなどの運動機会の提供や、徒歩・自転車通勤の推奨など、働き盛り世代のスポーツ実施に向けた気運醸成を図ること等を狙いとしています。



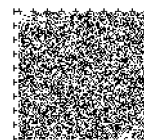
スポーツ都市東京

第1編 「スポーツ都市東京」の実現に向けて



TOKYO

第2章 — スポーツの意義



1 スポーツの意義

▶▶ 健康長寿、共生社会、地域・経済の活性化

スポーツが持つ力については8ページに記載のとおりですが、本計画では、スポーツを楽しむ、喜びを得るというスポーツに根源的に備わっている「内在的な力」を重視するとともに、スポーツを通じた都民一人一人の健康・体力の維持・増進や、人と人とのつながりの強化、更には地域・経済の発展へと波及していく「外在的な力」も大切にします。

特に、スポーツがもたらすそれらの効用・効果に着目し、体力の向上や健康の維持・増進等を通じた健康長寿の達成、他者を尊重し協同する精神の涵養等を通じた共生社会の実現、そして地域・経済の活性化を実現していきます。

▶ 関連ページ P.8

個人への効果

健康
長寿

スポーツの継続的な実施を通じて、体力が向上し、健康が維持・増進されることで、いつまでも健康的な暮らしを送ることができる**健康長寿**の実現へとつながります。

社会への効果

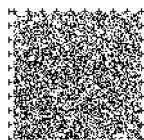
共生
社会

スポーツを通じて切磋琢磨し、勝敗を競い合うことで、人間的な成長を促すとともに、相手を尊重し、思いやる精神が生まれ、多様な人々がともに住む**共生社会**へとつながります。

社会への効果

地域
経済

スポーツをすること、そしてスポーツを観戦することは、地元チームの応援を通じた地域の活性化や、スポーツに関する産業の振興などをもたらす、**地域・経済**の活性化へとつながります。



2 スポーツの効用・効果

(1) 健康の維持・増進

健康
長寿

▶▶ スポーツは死亡リスクの低下につながる

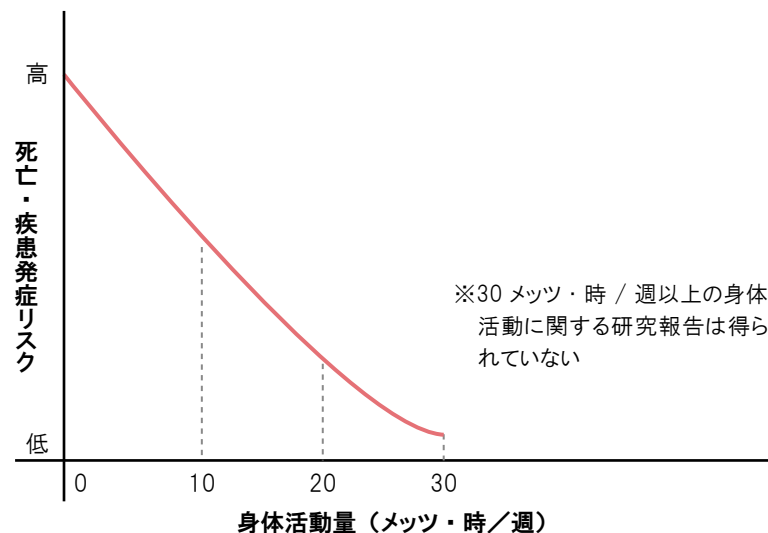
① 死亡・非感染性疾患の発症と身体活動との関係

世界保健機構（WHO）は、全世界の死亡に対する危険因子として、高血圧（13%）、喫煙（9%）、高血糖（6%）に次いで、第4位に身体不活動（6%）を挙げており、平成 22（2010）年には、「健康のための身体活動に関する国際勧告」を発表しています。また、同年に開催された第3回国際身体活動公衆衛生会議では、「身体活動のトロント憲章 2010」が採択され、「行動の呼びかけ」が行われました。身体活動の不足が世界的に問題視されており、近年、国内外の多くの疫学研究で認められています。

厚生労働省研究班による多目的コホート研究では、平均的な1日に仕事を含めて体を動かす時間を尋ねたアンケート調査の結果から、筋肉労働や激しいスポーツをしている時間、座っている時間、歩いたり立ったりしている時間、その他睡眠等の時間について、活動の強度指数に時間を掛けて加算し、身体活動スコアを出しました。その結果、男女とも、身体活動量が大きいグループほど死亡リスクが低下し、身体活動量の最も小さいグループと比較した最も大きいグループの死亡リスクは男性で 0.73 倍、女性で 0.61 倍であったと報告しています。

また、東京都が平成 29（2017）年度に実施した、死亡や非感染性疾患の発症リスクと身体活動の関係に関する研究をシステマティックレビューした「スポーツを通じた健康増進に関する調査研究」でも、身体活動量が多いグループほど死亡や非感染性疾患の発症リスクが低下することが明らかになりました。この調査研究では、身体活動量の増加がわずかであっても、リスクの低下が認められ、身体活動量が多いほどその効果は大きいとしています。

身体活動量と死亡・非感染性疾患発症リスクの相関関係図



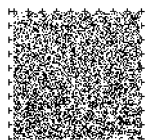
図表出典：「スポーツを通じた健康増進に関する調査研究」（平成 30 年 3 月、オリンピック・パラリンピック準備局）

用語解説：

コホート：年齢や居住地など、ある一定の条件を満たす特定の集団

システマティックレビュー：研究を網羅的に調査し、同質の研究をまとめ、データを評価しながら分析・統合を行うこと

メッツ：トレーニングなどの身体活動時の代謝量が、安静時の何倍に相当するのを示す身体活動強度の生理的尺度。例えば、安静に座ったままテレビなどを鑑賞しているときを1メッツとし、普通歩行（犬の散歩など）で3メッツとしている。強度が上がる（早歩きをするなど）ごとに数値は上昇する。



2 スポーツの効用・効果

(1) 健康の維持・増進

健康
長寿

② 認知症の発症等と身体活動との関係

身体活動は認知症（アルツハイマー病を含む）の発症及び認知機能の低下の抑制にも効果があるとの研究結果も報告されています。

平成6（1994）年と平成18（2006）年に宮城県大崎市の同じ65歳から92歳までの男女約7,000人を対象として、身体活動（歩行）と認知症発症との関連性について調べた研究^{*1}では、平成6（1994）年時点で1日あたり60分以上歩いており、平成18（2006）年もこれを維持している群が最も認知症発症リスクが低いことが分かりました。継続的な身体活動が認知症予防において重要であることを示唆しています。

また、昭和60（1985）年から長期間に渡って実施されている福岡県久山町の65歳以上の男女約800人を対象とした研究^{*2}では、余暇時間における身体活動が活発なグループの方が、アルツハイマー病や血管性認知症の発症リスクが低いことが分かりました。身体活動が長期に渡り認知症の発症リスクを抑え、特にアルツハイマー病に対して効果が高いと述べられています。

③ 死亡・非感染性疾患の発症と座位行動との関係

身体活動だけでなく、座位行動についても死亡・非感染性疾患の発症リスクとの関連性がみられるとの研究結果が報告されています。

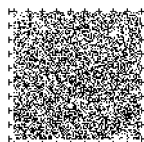
18歳以上の男女約60万人を対象として、座位時間と死亡のリスクとの関連性について調査した研究^{*3}では、日々の座位時間が長いほど死亡のリスクが高まり、中強度の身体活動によって、その有害な関係を緩和できると考えられると報告しています。

東京都が平成29（2017）年度に実施した、死亡や非感染性疾患の発症リスクと身体活動の関係について研究をシステマティックレビューした「スポーツを通じた健康増進に関する調査研究」では、座位時間が1日あたり8時間以上になると、死亡や非感染性疾患の発症リスクが増大している傾向が認められました。健康に問題が生じない座位時間が何時間であるのかという明確な基準は存在しませんが、デスクワーク等で長時間座っている人は、意識的に座位時間を減らすことを心がけることが必要と考えます。

*1 The long-term association between physical activity and risk of dementia in the community:the Hisayama Study.

*2 Changes in time spent walking and the risk of incident dementia in older Japanese people:the Ohsaki Cohort 2006 Study.

*3 Daily sitting time and all-cause mortality: a meta-analysis.



(2) 社会性の習得

共生
社会

▶▶ スポーツを通じた他者との調和への期待

ベネッセ教育総合研究所が実施した「第3回学校外教育活動に関する調査 2017」では、保護者（母親）に対し、子供の運動やスポーツ活動に対する期待についての調査を行っています。その結果を見ると、「じょうぶで健康な身体になる」が最も高く、「人に対する礼儀やマナーを覚える」や「自分の目標に向かって努力をする」、「仲間と協力する姿勢を身につける」も高い水準となっています。

このようにスポーツは、体力・健康づくりのためだけではなく、努力することや、他者との調和を図る行為を身に付けるなど、社会性の習得について期待されていることが確認できます。

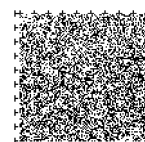
スポーツ活動への親の期待（就学前・小学生・中学生）

項目	（%）		
	就学前	小学生	中学生
じょうぶで健康な身体になる	71.3	66.4	54.8
人に対する礼儀やマナーを覚える	57.7	55.7	53.9
自分の目標に向かって努力をする	57.7	56.3	51.6
仲間と協力する姿勢を身につける	55.4	51.2	51.9
自分の得意なことを伸ばす	61.1	53.4	42.3
身体を動かすことを楽しむ	60.3	53.0	40.0
よく考えて行動できるようになる	51.8	50.2	46.6
ものごとに集中する力を身につける	52.7	49.9	45.9
自分のことを自分でできるようになる	49.7	46.8	42.6
活動でストレス解消や気分転換をする	44.0	43.5	40.1
運動に対する苦手意識をなくす	47.2	43.3	30.1
勝つよこびや負けるくやしさを知る	38.6	40.2	36.5
集団をまとめる力やリーダーシップを身につける	23.1	23.3	24.5
選手としての技術が上達する	12.7	17.8	19.8
大会や記録会でよい成績をあげる	6.6	10.6	13.9
トップレベルの選手をめざす	4.2	5.5	5.6

注) 「とても期待する」と回答した人の割合

図表出典：

「第3回 学校外教育活動に関する調査 2017」（平成 29 年、ベネッセ教育総合研究所）を基に作成



2 スポーツの効用・効果

(3) 地域の絆やコミュニティの形成

▶▶ スポーツは人と人とのつながりを強める

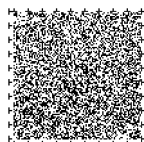
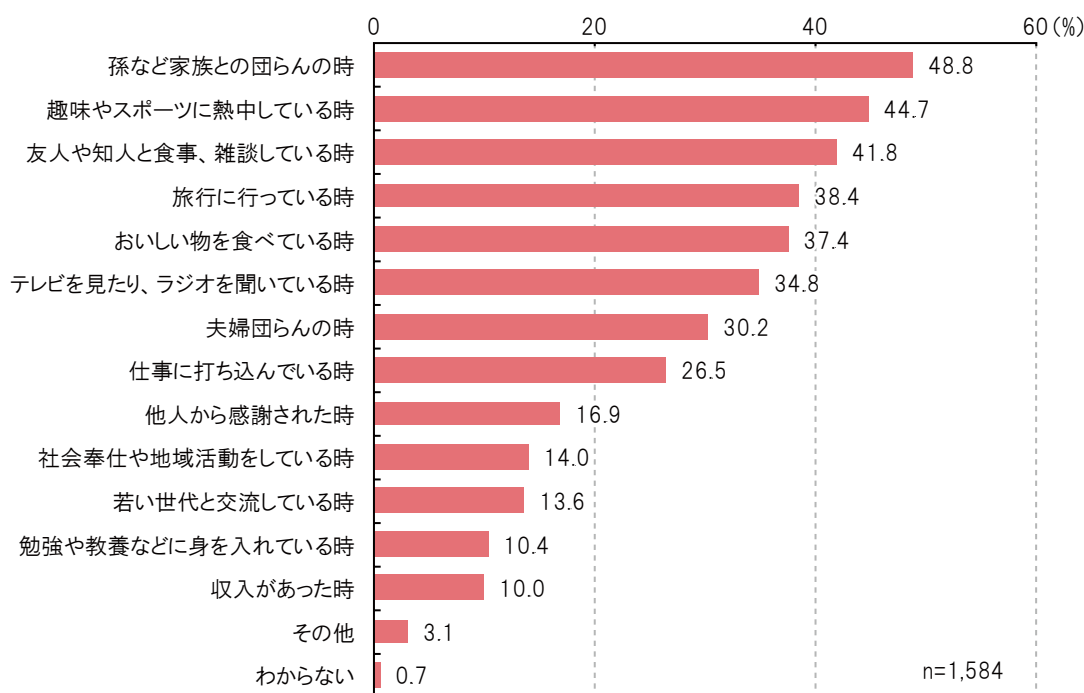


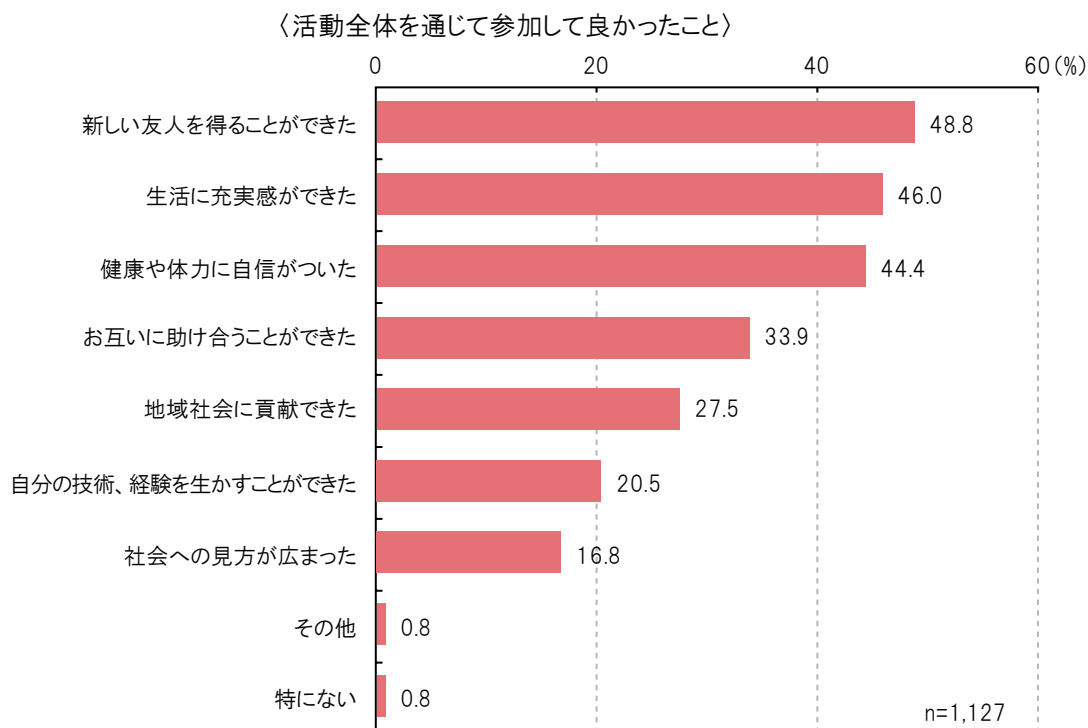
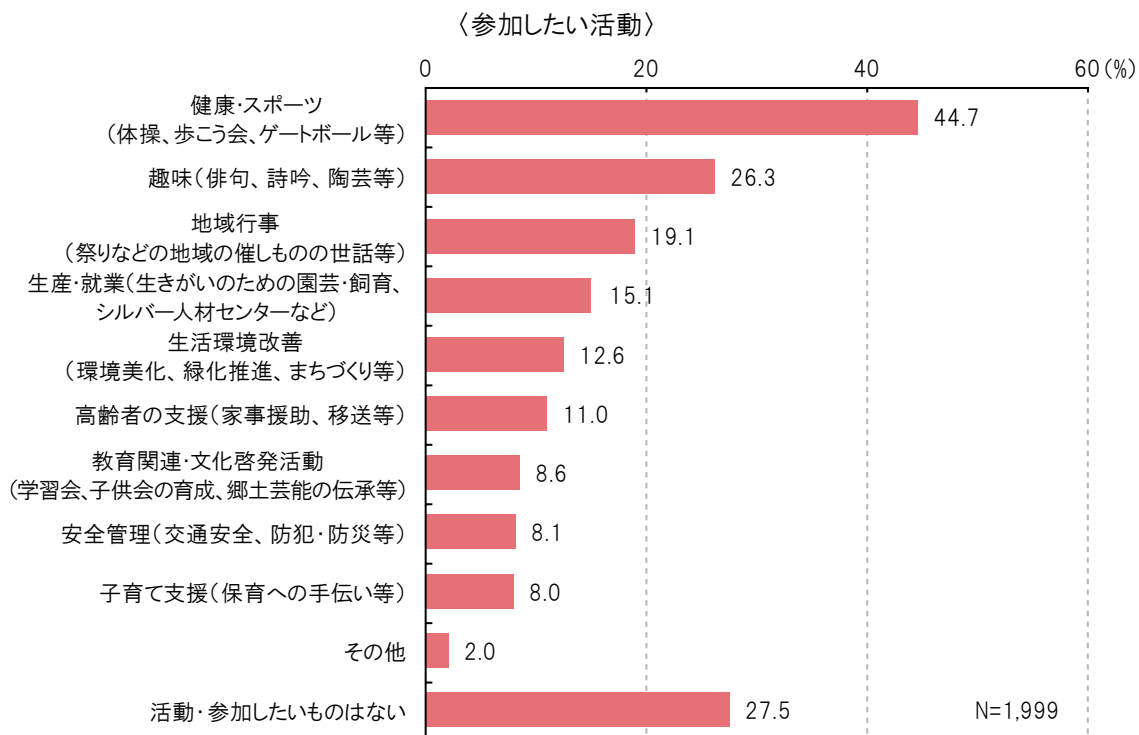
内閣府は全国の60歳以上の男女を対象に、地域社会への参加に関する意識について調査を行っています。平成25(2013)年度の調査結果を見ると、生きがいを感じる時は、「孫など家族との団らんの時」が最も高く、次いで「趣味やスポーツに熱中している時」、「友人や知人と食事、雑談している時」、「旅行に行っている時」、「おいしい物を食べている時」となっています。また、個人又は友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われているもので参加したい活動は、「健康・スポーツ」が最も多く、次いで「趣味」、「地域行事」、「生産・就業」、「生活環境改善」となっています。次に、社会活動に参加して良かったと思うことを見ると、「新しい友人を得ることができた」が最も高く、次いで「生活に充実感ができた」、「健康や体力に自信がついた」、「お互いに助け合うことができた」、「地域社会に貢献できた」となっています。

これらの結果からは、スポーツを通じて仲間づくりができたり、一体感を育むことができたことが伺えます。人と人との結びつきの希薄化が指摘される中、スポーツには地域の絆やコミュニティの形成に大きな力を発揮することが期待されます。

高齢者の地域社会への参加に関する意識

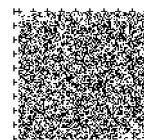
〈生きがい(喜びや楽しみ)を感じる時〉





図表出典：

「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果」(平成26年3月、内閣府)を基に作成



2 スポーツの効用・効果

(4) 経済の活性化

▶▶ スポーツは経済を刺激する

地域
経済

我が国においては、平成 31（2019）年にラグビーワールドカップ 2019TM、平成 32（2020）年に東京 2020 大会、更に平成 33（2021）年にはワールドマスターズゲームズ 2021 関西が開催されます。国際スポーツイベントが3年連続で開催されることとなり、スポーツに対する国民や企業等の消費・投資意識の高まりが期待されます。

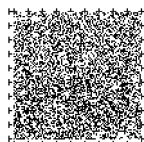
① 東京 2020 大会の経済波及効果

平成 29（2017）年3月に東京都が公表した「東京 2020 大会開催に伴う経済波及効果」では、招致が決定した平成 25（2013）年から大会 10 年後の平成 42（2030）年までを分析期間とし、東京 2020 大会の開催に伴う東京の需要増加額を、直接的効果（施設整備費、大会運営費等）で約2兆円、レガシー効果（新規恒久施設や選手村の後利用、スポーツ実施者・観戦者の増加等）で約 12 兆円、合計で約 14 兆円と試算しています。この需要増加額を基に経済波及効果（生産誘発額）を試算すると、全国で約 32 兆円、東京で約 20 兆円となり、全国では需要増加額の約 2.3 倍、東京だけでも約 1.4 倍の経済波及効果が見込まれています。

東京 2020 大会の大会経費は、1兆 3,500 億円（平成 29（2017）年 12 月時点）と見積もられていますので、これを上回る大きな経済波及効果が大会の開催に伴って発生することが見込まれています。

東京 2020 大会開催に伴う需要増加額・経済波及効果

	需要増加額			経済波及効果 (生産誘発額) (億円)	
	項目	内容	金額(億円)	東京都	全国
①直接的効果	施設整備費	恒久施設整備費	3,500	33,919	52,162
	大会運営費	仮施設整備費、エネルギーインフラ、輸送、セキュリティ、テクノロジー、オペレーション、管理・広報、その他	10,600		
	その他	大会参加者・観戦者支出、家計消費支出、国際映像制作・伝送費、企業マーケティング活動費	5,690		
	合 計		19,790		
②レガシー効果	新規恒久施設・選手村の後利用、東京のまちづくり、環境・持続可能性	新規恒久施設・選手村の後利用、大会関連交通インフラ整備、バリアフリー対策、水素社会の実現等	22,572	170,488	271,017
	スポーツ、都民参加・ボランティア、文化、教育・多様性	スポーツ実施者・観戦者の増加、障害者スポーツの振興、ボランティア活動者の増加、文化イベント観客の増加、外国人留学生の増加等	8,159		
	経済の活性化・最先端技術の活用	観光需要の拡大、国際ビジネス拠点の形成、中小企業の振興、ITS・ロボット産業の拡大等	91,666		
	合 計		122,397		
③総 計			142,187	204,407	323,179



② スポーツ市場規模

平成 24（2012）年の1年間におけるスポーツに関する小売や施設、旅行、興行などから形成される全国のスポーツ総生産は、5.5 兆円となっています。内訳を見ると、「施設」が 2.11 兆円と最も多く、次いで「小売」が 1.66 兆円、「旅行」が 0.74 兆円となっています。このうち、東京のスポーツ総生産は約 0.57 兆円で、内訳を見ると、「小売」が 0.24 兆円と最も多く、次いで「施設」が 0.13 兆円、「興行」が 0.09 兆円となっています。

政府が策定した「日本再興戦略 2016」では、名目GDP 600 兆円に向けた官民戦略プロジェクト 10 の一つに「スポーツの成長産業化」が位置付けられています。全国のスポーツ総生産 5.5 兆円を、平成 37（2025）年までに 15 兆円へ拡大することが目標とされました。

今後、スポーツを通じて経済の活性化が促進されることに、ますます期待が寄せられています。

スポーツ総生産（教育・公営競技を除く）

（十億円）

	スポーツ総生産							
	小売	興行	施設	賃貸	旅行	その他	情報	
全国	5,504	1,667	284	2,115	27	742	97	572
東京都	573	246	91	140	1	26	10	59

注）スポーツ総生産を占める「小売」「興行」「施設」「賃貸」「旅行」「その他」「情報」は以下を意味する。

小売：専門店、百貨店、量販店の金額の合計

興行：野球の売上高や相撲、サッカー、バスケットボールなどの収入額

施設：ゴルフ場やボウリング場、民間フィットネスクラブ、公共スポーツ施設などの収入額

賃貸：スポーツ・娯楽用品（アウトドアスポーツ等）の賃貸に関わる金額

旅行：スポーツに関わる行為を目的とした旅行で生じる消費額等

その他：toto やスポーツ保険など

情報：スポーツ放送やスポーツ新聞などの収入額

我が国スポーツ市場規模の拡大について（試算）

（兆円）

スポーツ産業の活性化の主な政策		現状	2020 年	2025 年
（主な政策分野）	（主な増要因）	5.5	10.9	15.2
① スタジアム・アリーナ	▶ スタジアムを核とした街づくり	2.1	3.0	3.8
② アマチュアスポーツ	▶ 大学スポーツなど	—	0.1	0.3
③ プロスポーツ	▶ 興行収益拡大（観戦者数増加など）	0.3	0.7	1.1
④ 周辺産業	▶ スポーツツーリズムなど	1.4	3.7	4.9
⑤ IoT活用	▶ 施設、サービスのIT化進展とIoT導入	—	0.5	1.1
⑥ スポーツ用品	▶ スポーツ実施率向上策、健康経営促進など	1.7	2.9	3.9

注）現状は、株式会社日本政策投資銀行「2020 年を契機としたスポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援」（2015 年5月発表）に基づく 2012 年時点の値。

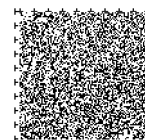
注）スポーツ市場規模（スポーツ総生産）の合計額は、内訳の合計額と必ずしも一致しない。

図表出典：

（P.31）「東京 2020 大会開催に伴う経済波及効果」（平成 29 年3月、オリンピック・パラリンピック準備局）

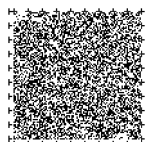
（P.32 上）株式会社日本政策投資銀行へのヒアリングにより作成

（P.32 下）「スポーツ未来開拓会議中間報告」（平成 28 年6月、スポーツ庁、経済産業省）



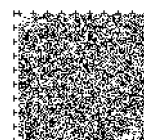
スポーツ都市東京

第1編 「スポーツ都市東京」の実現に向けて



TOKYO

第3章 — 基本理念・目標



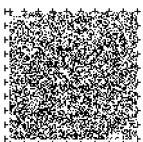
東京都が何のために都民のスポーツを振興していくのか。スポーツによって東京をどうしたいのか。都民生活がどうなっていくのか。

東京都におけるスポーツ行政の根幹となる考え方を、本計画の基本理念として、以下のとおり掲げます。

「スポーツの力で

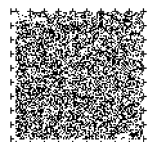
都民のスポーツ

誰もが、いつでも、どこでも、
スポーツの力で人と都市が活性化する



東京の未来を創る」

実施率 70%を達成し、
いつまでもスポーツを楽しみ、
「スポーツ都市東京」を実現します。



2 3つの政策目標

スポーツ都市東京を実現していくためには、スポーツ都市東京のイメージを具体的にしていく必要があります。スポーツの力で創造される社会は、都民の皆さんが心からスポーツを楽しんでいることが基本にあります。そして、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している都市こそが、私たちの目指すスポーツ都市東京です。本計画では、課題解決の先にある東京の姿を3つの政策目標として掲げ、スポーツを通じてその達成に向けて取り組んでいきます。

政策目標 **01** **スポーツを通じた健康長寿の達成**

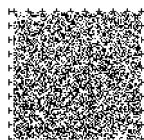
将来イメージ 都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

政策目標 **02** **スポーツを通じた共生社会の実現**

将来イメージ 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

政策目標 **03** **スポーツを通じた地域・経済の活性化**

将来イメージ 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。



3 「する・みる・支える」の3つの視点

スポーツには「する」だけでなく、「みる」「支える」といった関わり方があります。

何らかの理由によりスポーツを「する」ことが困難であったり、苦手意識があったとしても、「みる」「支える」ことによってスポーツに触れることで、楽しいと思ったり、爽快感を感じるといったことも少なくないはずです。スポーツの力は「する・みる・支える」のいずれの関わり方であっても、広く及んでいくと考えられます。

本計画では、こうしたスポーツへの関わり方を3つの視点として捉え、スポーツ都市東京の実現に向けた施策を設定していきます。

するスポーツ

本計画ではスポーツの範囲を幅広く捉えることとしています（P.7参照）。しかし、ただ幅広く捉えるだけでは、日常生活における全ての身体活動を含んでしまい、スポーツの本質から外れてしまうことになります。そのため、スポーツとして捉えるためには計画性と継続性という2つの視点が必要です。

「するスポーツ」については、野球やサッカーといった競技スポーツや、ランニング、体操・ストレッチといった運動をすることだけでなく、気晴らしのための散歩や、通勤途上にエレベータを使わずに歩いて階段を昇るといったものであっても、それが計画的・継続的に実施しているものであればスポーツとして捉え、その活動を推進していきます。

みるスポーツ

スポーツを「みる」ことは、楽しみや喜びを感じたり、感動したり、気分転換、ストレス解消が図られるといった効果があります。また、スポーツ観戦を通じて選手に対する尊敬や憧れを抱き、自らスポーツに親しむきっかけにもなります。更に直接スタジアム等に出向いて観戦する場合、多くの観客と興奮や感動を共有できるほか、入場料や飲食費、関連商品の売り上げなどの経済効果を生みます。そして、その経済効果がスポーツへ再投資されることで、スポーツ環境の改善が図られる等、スポーツ界が自立的に成長を遂げる好循環が構築されます。

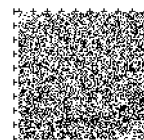
本計画における「みるスポーツ」とは、スタジアム等でトップアスリートの競技を直接観戦することだけでなく、子供や友人が実施する競技を観戦することも含みます。また直接観戦だけでなく、テレビやラジオ、インターネット配信等での観戦も含みます。こうした幅広い範囲で「みるスポーツ」の振興に取り組んでいきます。

支えるスポーツ

東京マラソンのボランティアに象徴されるように、大会を支える誇りはスポーツへの新たな関わり方として定着しています。スポーツを「支える」方法には様々なものがあります。イベントの運営やサポートなどを行うスポーツボランティア以外にも、試合の審判や、監督、コーチもスポーツを支える存在です。また、選手やチームを応援することも、立派にスポーツを支えています。更に企業等がスポーツ用品や用具を提供したり、スポーツイベントに協賛したりすることも、スポーツを支える活動に含まれます。

スポーツを「支える」ことは、必ずしも脚光を浴びるものではない縁の下の力持ちとしての役割です。だからこそ、支えることに「誇り」を覚え、選手と同様に感動や興奮を享受することができます。

本計画においては、「する」「みる」と同様に、「支える」スポーツを、スポーツ振興に欠かせないものとして位置付けていきます。



4 30 の政策指針

3つの政策目標×「する・みる・支える」の3つの視点

3つの政策目標の実現に向けては、「する・みる・支える」の3つの視点から課題を整理し、スポーツ施策「える」の3つの視点から30の政策指針として整理し、具体的な取組を明らかにしていきます。



するスポーツ

政策目標01

スポーツを通じた健康長寿の達成

将来イメージ

都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

政策目標02

スポーツを通じた共生社会の実現

将来イメージ

障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

政策目標03

スポーツを通じた地域・経済の活性化

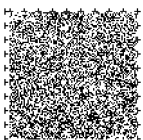
将来イメージ

都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。

- 01 スポーツをすることへの関心喚起
- 02 スポーツを始める機会の創出
- 03 スポーツを身近でできる場の確保
- 04 成長段階にある児童・生徒の体力向上
- 05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進

- 11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進
- 12 障害の有無に関わらないスポーツ振興
- 13 幼児・子供のスポーツ振興
- 14 高齢者のスポーツ振興
- 15 性別に関わらないスポーツ振興

- 21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化
- 22 官民連携によるスポーツ気運の醸成
- 23 東京を活性化させるスポーツイベント等の展開
- 24 地域におけるスポーツ活動の推進



を展開していくことが効果的です。そのため、政策目標実現に向けた施策展開の方向性を、「する・みる・支



みるスポーツ

- 06 スポーツをみることの魅力発信
- 07 スポーツをみる機会の創出

- 16 障害者スポーツの更なる魅力発信
- 17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備

- 25 スポーツ観戦の魅力発信
- 26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成
- 27 スポーツ施設における観客の満足度向上

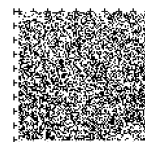


支えるスポーツ

- 08 スポーツを支える人材の育成
- 09 スポーツによる事故防止等の推進
- 10 スポーツを支える都民の顕彰等

- 18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成
- 19 多様なスポーツを支える基盤づくり
- 20 スポーツを通じた被災地支援

- 28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援
- 29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰
- 30 スポーツを通じた国際交流



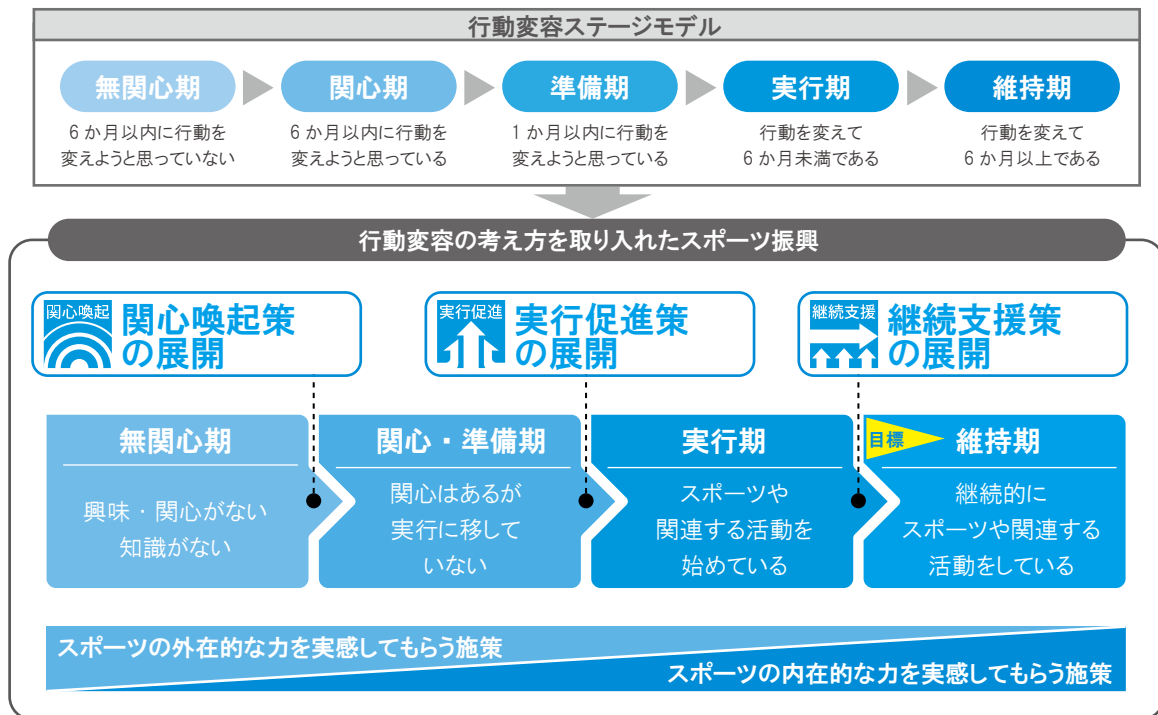
5 行動変容の5つのステージと施策展開の考え方

関心喚起から実行促進、そして継続への展開

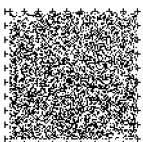
スポーツ都市東京は、都民の皆さんが心からスポーツを楽しんでいる社会を目指すものです。しかし、現状においては、都民の皆さんのスポーツへの関心や取組状況は様々であり、日常的にスポーツを楽しむようになってもらうためには、その状況に応じて施策を展開していく必要があります。そこで本計画では、行動変容ステージモデルの考え方を取り入れ、ステージにあわせた施策を設定します。

行動変容ステージモデルとは、1980年代前半に禁煙の研究から導かれたモデルであり、人が行動を変えて新たな習慣が定着していく過程には、無関心期、関心期、準備期、実行期、維持期という5つのステージを経過していくという考え方です。

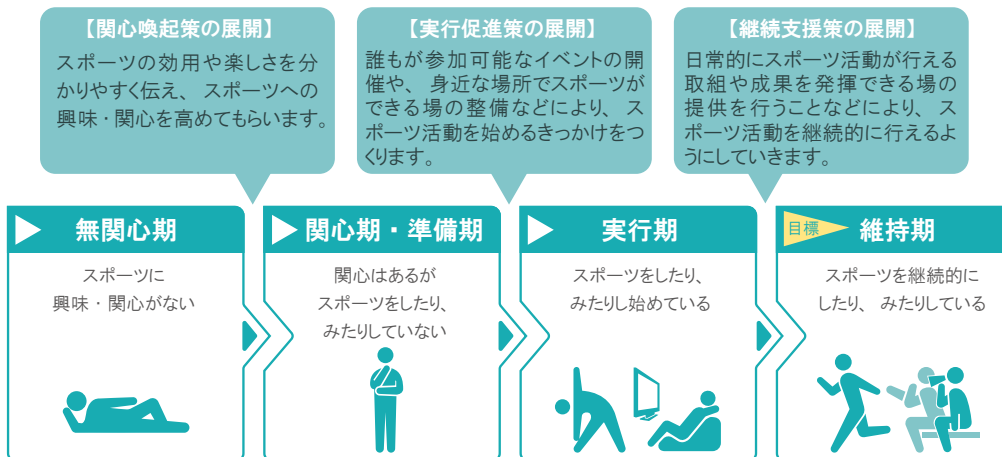
現在、都民の皆さんのスポーツへの関心や取組の度合いは、人によって異なりますが、行動変容ステージモデルを用いれば、5つのステージいずれかに分類することができます。東京都は、都民の皆さんにスポーツを日常的に楽しんでもらえるよう、各ステージに応じたスポーツ施策を展開していきます。具体的には、無関心期にはスポーツの外在的な力によりスポーツに関心を持ってもらいながら、維持期にはスポーツを日常生活にとけ込ませるために内在的な力を実感してもらえるよう、取り組んでいくことが重要であると考えています。



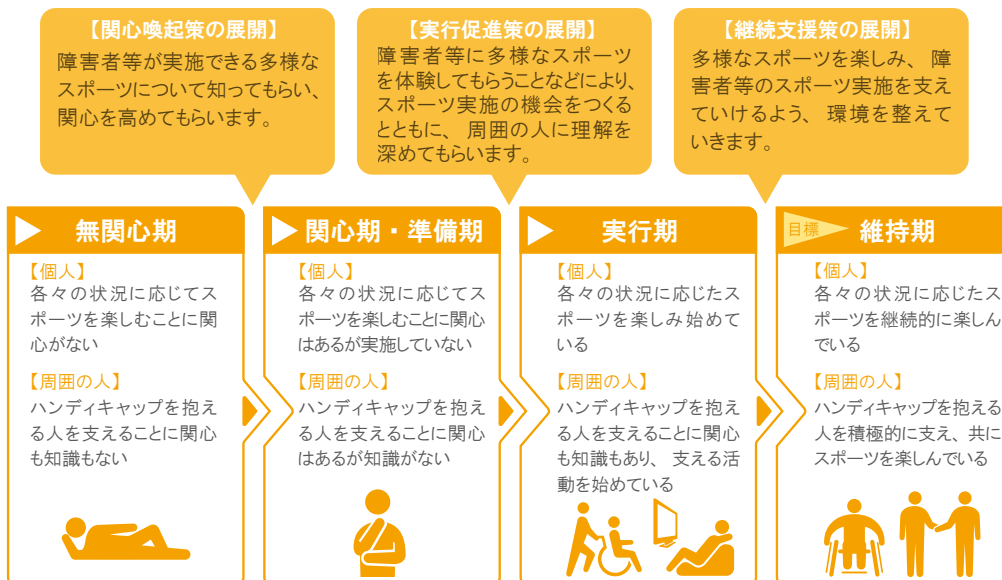
第2編にて具体的な取組を示す際、「関心喚起策」「実行促進策」「継続支援策」のいずれに該当するのかを3つのロゴを用いて示します。



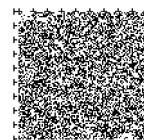
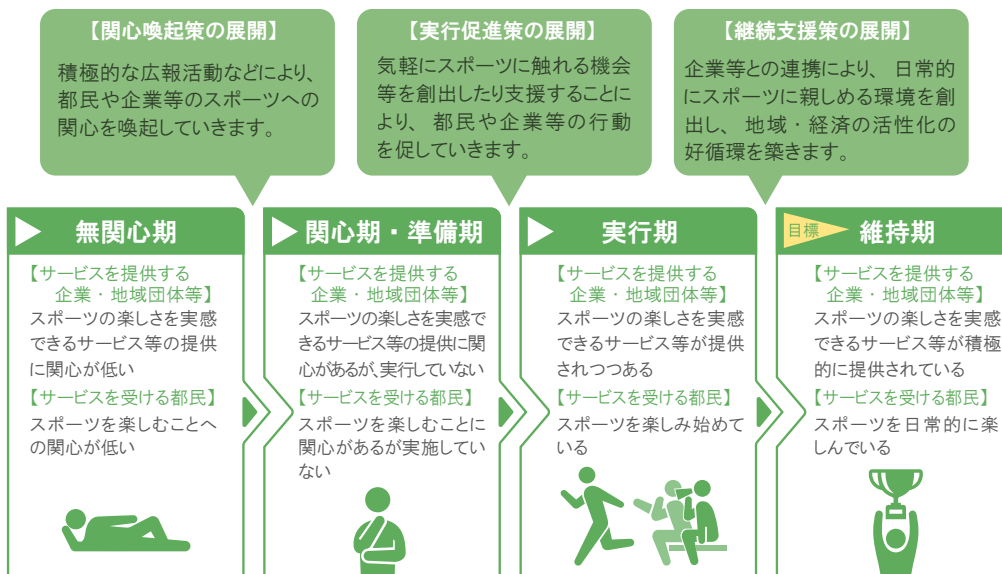
政策目標01 スポーツを通じた健康長寿の達成



政策目標02 スポーツを通じた共生社会の実現



政策目標03 スポーツを通じた地域・経済の活性化



6 計画期間と計画期間中の施策展開の考え方

2020 年に向けて、そしてその先へ

本計画は、平成 30（2018）年4月1日から、都政全体の長期計画である「東京都長期ビジョン」の終期とあわせ、平成 37（2025）年3月 31 日までの7年間の計画期間としています。

計画期間 平成 30（2018）年度～平成 36（2024）年度

計画期間中には、ラグビーワールドカップ 2019TM 及び東京 2020 大会という、大規模な国際的スポーツイベントが開催されます。大会の前は都民のスポーツ振興と大会の成功に向けた取組を連携させて推進していくことが必要であり、大会後には大会のレガシーを都民のスポーツ振興に活用し、多様な主体の自主的・恒常的なスポーツ活動を定着させていかなければなりません。そのため、平成 32（2020）年までは、スポーツ施策を積極的に展開していくためにも、年次計画を設定します（P.171 参照）。

スポーツ文化の自主的・自立的な成長

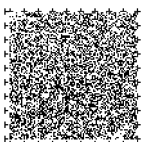
ラグビーワールドカップ 2019TM と東京 2020 大会により、東京だけでなく日本におけるスポーツが、より都民・国民にとって身近なものになり、企業等の関心も高まるなど、大きく転換していくことが予想されます。平成 32（2020）年以降においては、行政はもとより、都民・国民や企業等、様々な主体が主役となりスポーツと向き合っていくことで、スポーツという文化そのものが自主的・自立的に成長していく好循環が構築されることを目指します。

2020 年まで

- ラグビーワールドカップ 2019TM と東京 2020 大会の成功を目指し、施設整備や大会気運の醸成、競技の普及啓発等に積極的に取り組み、大会のレガシーを形成していく。
- ラジオ体操やレクリエーション等を活用し、都民や企業等にスポーツが身近で有用であることを実感してもらい、興味・関心を高めていくとともに、スポーツ活動に取り組んでもらう。
- 様々な政策を重層的・複合的に実施し、スポーツ実施率 70%を達成する。

2020 年以降

- 大会のレガシーとして、競技会場の有効活用を図るとともに、パラリンピックを契機として一層普及した障害者スポーツをユニバーサルなスポーツとして幅広く都民に浸透させていく。
- 都民や企業等におけるスポーツ気運の高まりを維持し、都民や企業等、多様な主体による自主的・恒常的なスポーツ活動の推進につなげていく。
- 様々な政策を効果的・効率的に実施し、計画に掲げる3つの目標を実現するとともに、スポーツ実施率の維持向上を図る。



7 計画全体の目標値と9つの達成指標

スポーツ実施率 70%へ

スポーツ都市東京の本質は、都民の皆さんに心からスポーツを楽しんでもらうことにあります。そのため、これまでの東京都スポーツ推進計画において掲げた平成 32（2020）年までにスポーツ実施率を 70%にまで引き上げるといった目標を、本計画でも踏襲します。この目標は、世界でスポーツ実施率がトップと言われているオーストラリア（69.5%）やスウェーデン（69.1%）を超えて、世界一を目指そうとするものです。

このスポーツ実施率 70%を計画全体の目標としつつ、それぞれの政策目標においても、進捗状況を的確に把握するため、達成指標を3つずつ設定し、合計9つの達成指標を掲げます。これらは、都のスポーツ振興施策の実施により発生する効果、すなわちスポーツの力で東京がどれだけ変わったのかを表すアウトカム指標です。

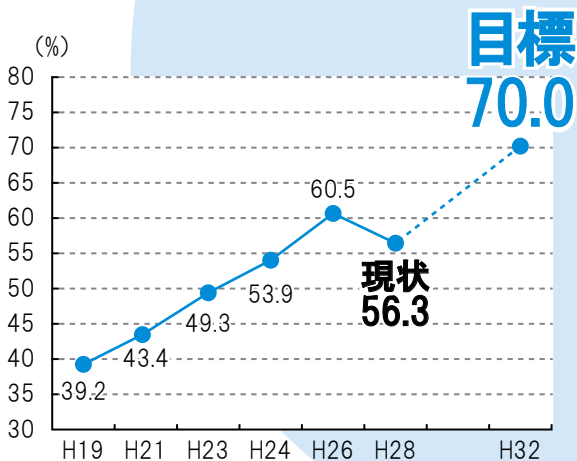
このような指標・目標を設定し、今後東京都で取り組む様々な取組によってスポーツ都市東京が実現できたのかどうかを目に見える形で把握していきます。

都民のスポーツ実施率 (18歳以上)

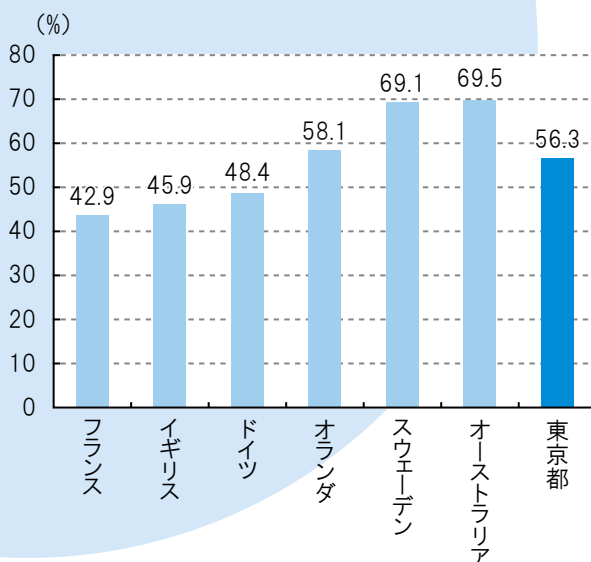
現状
56.3%
平成 28（2016）年

目標
70.0%
平成 32（2020）年

スポーツ実施率の推移と目標値



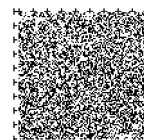
主要国におけるスポーツ実施率



図表出典：

(左) 「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」(平成 29 年1月、生活文化局)

(右) 海外のスポーツ実施率：「Special Eurobarometer 412: Sport and physical activity」(2014 年、EU)、「Participation in Exercise, Recreation and Sport」(2010 年、Australian Sports Commission)



7 計画全体の目標値と9つの達成指標

政策目標

01 スポーツを通じた健康長寿の達成

将来イメージ

都民の誰もが、気軽にスポーツに親しむことによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。

政策目標

02 スポーツを通じた共生社会の実現

将来イメージ

障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。

政策目標

03 スポーツを通じた地域・経済の活性化

将来イメージ

都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。

項目

1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合

スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合

1年間にスポーツを支える活動*1を行った都民(18歳以上)の割合

障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率

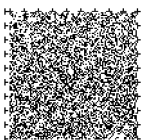
20～30歳代女性(都民)のスポーツ実施率

60歳以上の都民のスポーツ実施率

1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合

東京2020大会に出場する都が発掘・育成・強化したアスリート数

都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)



達成指標		
現状	2020年	2024年度
15.0%	7.5%	7.5%を維持
男子 11.8% 女子 21.8%	—	男子 5% 女子 10%
13.1%	20%	20%を維持
*2 19.2% (全国数値)	—	*3 40%
42.0%	50%	55%
65.5%	75%	75%を維持
39.3%	50%	50%を維持
—	オリンピック 100人 パラリンピック 25人	(成果等を踏まえ検討)
*4 0.57兆円	1.04兆円	1.46兆円

2020年までに
都民(18歳以上)の
スポーツ実施率

70%

を達成
(2020年以降はこれを維持)

*1 スポーツを支える活動：スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動を言います。(詳細はP.38 参照)

*2 全国数値は20歳以上

*3 平成33(2021)年までの達成を目指します。

*4 平成24(2012)年時点の値(詳細はP.32 参照)

